

# 令和4年度鳥取県手話施策推進協議会（第1回）

## 別冊 資料一覧

- 鳥取県手話施策推進協議会について
- 鳥取県手話言語条例
- 鳥取県手話施策推進計画 [平成27年3月策定]
- 鳥取県手話施策推進計画 関連施策 概要
- 令和4年度予算説明資料（鳥取県手話施策推進計画関連）
- 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律  
（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律  
（障害者差別解消法）
- 鳥取県民みんなが進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例  
（あいサポート条例）
- 鳥取県版児童用手話検定「手話チャレ」について

## 鳥取県手話施策推進協議会について

障がい福祉課

鳥取県手話施策推進協議会は、鳥取県手話言語条例第 17 条に基づき平成 25 年 12 月から設置された県の附属機関である。協議会では、手話の普及や手話が使用しやすい環境整備の推進等に関して、ろう者、手話通訳者、事業者などの様々な主体が集まって議論を行い、知事に意見する。

### 1 役割

①県が、鳥取県障害者計画※において、「手話が使いやすい環境を整備するために必要な施策」について定める際、知事に意見すること。

②条例の施行に関する重要事項について、知事に意見すること。

※ろう者及び手話に関する施策は、「鳥取県手話施策推進計画」において具体的に定めて計画的に推進する。

### 2 定員等

(1) 委員は 10 人以内。

(2) 委員は、ろう者、手話通訳者、行政機関の職員及び優れた識見を有する者のうちから知事が任命する。

### 3 任期 3 年（再任あり）

### 4 その他

委員のほか、オブザーバーを選任する。（条例規定なし）

#### 【鳥取県手話言語条例（抜すい）】

（計画の策定及び推進）

第 8 条 県は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 2 項に規定する鳥取県障害者計画において、手話が使いやすい環境を整備するために必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 知事は、前項に規定する施策について定めようとするときは、あらかじめ、鳥取県手話施策推進協議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、第 1 項に規定する施策について、実施状況を公表するとともに、不断の見直しをしなければならない。

（設置）

第 17 条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県手話施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(1) 第 8 条第 2 項の規定により、知事に意見を述べること。

(2) この条例の施行に関する重要事項について、知事に意見を述べること。

（組織）

第 18 条 協議会は、委員 10 人以内で組織する。

（委員）

第 19 条 委員は、ろう者、手話通訳者、行政機関の職員及び優れた識見を有する者のうちから知事が任命する。

- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第20条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第21条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第22条 協議会の庶務は、福祉保健部において処理する。

(雑則)

第23条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

#### 【鳥取県障がい者プラン（H27年3月制定、R3年3月改定）（抜すい）】

#### IV 4. 情報アクセシビリティの向上・コミュニケーション支援の充実

##### 【現状と課題】

障がいがある人とない人が共に暮らす社会を構築するためには、障がいの特性に応じて、障がい者が情報に十分アクセスでき、地域でコミュニケーションが取れることが何よりも重要です。

近年のICT（情報通信技術）の発達は、障がいのある人の情報収集や発信、コミュニケーションをサポートし、多様な社会参加の促進に寄与することが期待されます。そのため、ICTの活用を進める必要があります。

また、災害に関する情報を障がいのある人に確実に伝えるため、日頃から、障がい特性に応じた情報伝達体制を整えておく必要があります。

なお、ろう者及び手話に関する施策に関して、別途「鳥取県手話施策推進計画」（平成27年3月策定、計画期間：平成27年度から令和5年度まで）において具体的に定めており、計画的に推進していくこととしています。

## 鳥取県手話言語条例

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則（第1条—第7条）

#### 第2章 手話の普及（第8条—第16条）

#### 第3章 鳥取県手話施策推進協議会（第17条—第23条）

#### 附則

ろう者は、物の名前、抽象的な概念等を手指の動きや表情を使って視覚的に表現する手話を音声の代わりに用いて、思考と意思疎通を行っている。

わが国の手話は、明治時代に始まり、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展してきた。ところが、明治13年にイタリアのミラノで開催された国際会議において、ろう教育では読唇と発声訓練を中心とする口話法を教えることが決議された。それを受けて、わが国でもろう教育では口話法が用いられるようになり、昭和8年にはろう学校での手話の使用が事実上禁止されるに至った。これにより、ろう者は口話法を押し付けられることになり、ろう者の尊厳は著しく傷付けられてしまった。

その後、平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約では、言語には手話その他の非音声言語を含むことが明記され、憲法や法律に手話を規定する国が増えている。また、明治13年の決議も、平成22年にカナダのバンクーバーで開催された国際会議で撤廃されており、ろう者が手話を大切にしているとの認識は広まりつつある。

しかし、わが国は、障害者の権利に関する条約を未だ批准しておらず、手話に対する理解も不十分である。そして、手話を理解する人が少なく、ろう者が情報を入手したり、ろう者以外の者と意思疎通を図ることが容易ではないことが、日常生活、社会生活を送る上での苦労やろう者に対する偏見の原因となっている。

鳥取県は、障がい者への理解と共生を県民運動として推進するあいサポート運動の発祥の地である。あいサポート運動のスローガンは「障がいを知り、共に生きる」であり、ろう者とろう者以外の者との意思疎通を活発にすることがその出発点である。

手話がろう者とろう者以外の者とのかけ橋となり、ろう者の人権が尊重され、ろう者とろう者以外の者が互いを理解し共生する社会を築くため、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関し基本理念を定め、県、市町村、県民及び事業者の責務及び役割を明らかにするとともに、手話の普及のための施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定め、もってろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

##### （手話の意義）

第2条 手話は、独自の言語体系を有する文化的所産であって、ろう者が知的で心豊かな社会生活を営むために大切に受け継いできたものであることを理解しなければならない。

##### （基本理念）

第3条 手話の普及は、ろう者とろう者以外の者が相互の違いを理解し、その個性と人格を

互いに尊重することを基本として行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市町村その他の関係機関と連携して、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去について必要かつ合理的な配慮を行い、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備を推進するものとする。

2 県は、ろう者及び手話通訳者の協力を得て、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解を深めるものとする。

(市町村の責務)

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、手話の意義及び基本理念に対する住民の理解の促進並びに手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に努めるものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、手話の意義及び基本理念を理解するよう努めるものとする。

2 ろう者は、県の施策に協力するとともに、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

3 手話通訳者は、県の施策に協力するとともに、手話に関する技術の向上、手話の意義及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

## 第2章 手話の普及

(計画の策定及び推進)

第8条 県は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第2項に規定する鳥取県障害者計画において、手話が使いやすい環境を整備するために必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 知事は、前項に規定する施策について定めようとするときは、あらかじめ、鳥取県手話施策推進協議会の意見を聴かななければならない。

3 知事は、第1項に規定する施策について、実施状況を公表するとともに、不断の見直しをしなければならない。

(手話を学ぶ機会の確保等)

第9条 県は、市町村その他の関係機関、ろう者、手話通訳者等と協力して、あいサポート運動の推進、手話サークルその他の県民が手話を学ぶ機会の確保等を行うものとする。

2 県は、手話に関する学習会を開催する等により、その職員が手話の意義及び基本理念を理解し、手話を学習する取組を推進するものとする。

(手話を用いた情報発信等)

第10条 県は、ろう者が県政に関する情報を速やかに得ることができるよう、手話を用いた情報発信に努めるものとする。

2 県は、ろう者が手話をいつでも使え、手話による情報を入手できる環境を整備するため、手話通訳者の派遣、ろう者等の相談を行う拠点の支援等を行うものとする。

(手話通訳者等の確保、養成等)

第11条 県は、市町村と協力して、手話通訳者その他のろう者が地域において生活しやすい環境に資するために手話を使うことができる者及びその指導者の確保、養成及び手話技術の向上を図るものとする。

(学校における手話の普及)

第12条 ろう児が通学する学校の設置者は、手話を学び、かつ、手話で学ぶことができるよう、教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 ろう児が通学する学校の設置者は、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、ろう児及びその保護者に対する学習の機会の提供並びに教育に関する相談及び支援に努めるものとする。

3 県は、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、学校教育で利用できる手引書の作成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者への支援)

第13条 県は、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備のために事業者が行う取組に対して、必要な支援を行うものとする。

(ろう者等による普及啓発)

第14条 ろう者及びろう者の団体は、基本理念及び手話に対する理解を深めるため自主的に普及啓発活動を行うよう努めるものとする。

(手話に関する調査研究)

第15条 県は、ろう者、手話通訳者等が手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。

(財政上の措置)

第16条 県は、手話の普及に関する取組を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

### 第3章 鳥取県手話施策推進協議会

(設置)

第17条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県手話施策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(1) 第8条第2項の規定により、知事に意見を述べること。

(2) この条例の施行に関する重要事項について、知事に意見を述べること。

(組織)

第18条 協議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第19条 委員は、ろう者、手話通訳者、行政機関の職員及び優れた識見を有する者のうちから知事が任命する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第20条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第21条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第22条 協議会の庶務は、福祉保健部において処理する。

(雑則)

第23条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。





# 鳥取県手話施策推進計画の概要①

- 1 目的 鳥取県手話言語条例第8条第1項に基づき「手話が使いやすい環境を整備するために必要な施策」について定めるもの 継続的に手話施策を推進するため、多様な取組の基本方針を定める
- 2 計画期間 平成27年度から平成35年度まで(9年間) ※平成27年3月策定

## 手話の普及、ろう者に対する理解促進

### 【基本的な考え方】

- 手話表現を覚えるだけではなく、ろう者の生活・文化等を知り、ろう者と聞こえる人が交流して互いの理解を深め、学びあうことを大切にして推進

### 地域、職場等における手話の普及

- 手話学習の推進+普及啓発

### 教育における手話の普及

- 聞こえる子どもとろう児・者との交流、学習教材・支援員派遣制度等の活用

### 行政、公共交通機関等における手話の普及・情報発信

## 手話を使いやすい環境整備

### 【基本的な考え方】

- ろう者の文化を尊重し、生活・ニーズを踏まえ、ろう者と聞こえる人がコミュニケーションしやすい環境づくりを推進

### 手話通訳者の養成、派遣事業の充実

- 手話通訳者・通訳者の指導者の養成は喫緊の課題

### 聴覚障がい者相談事業の充実

### 鳥取聾学校等における手話による教育の推進

### 新しい手話コミュニケーション環境の創出

- ICTを活用した手話コミュニケーション

### ろう者が働きやすい環境づくり

### とつとりの手話(地域手話)の文化的発展

ろう者と聞こえる人が互いの個性・人格を尊重する共生社会の実現

# 鳥取県手話施策推進計画の概要②

## 1 手話の普及、ろう者に対する理解促進

項目	方針	実施施策
① 地域、職場等における手話の普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>ろう者と日常的に関わりのある地域、職場等ではろう者と聞こえる人が簡単な手話で日常会話ができ、ろう者と聞こえる人が支え合う環境づくりを、それ以外の地域等ではろう者への理解等を中心とした手話の普及を進めます。</li> <li>こうした取組の継続により、災害時等に助け合える環境づくりに繋がります。</li> <li>また、多くの人が手話に関心を持ち、身近に感じてもらうため、手話パフォーマンス甲子園等を通じた普及啓発にも力を入れます。</li> <li>さらに、難聴者・中途失聴者も手話が学べる場づくりの検討、手話カフェ等の取組の広がりを通じて、誰もが手話に触れ、学べる環境づくりを進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民向けミニ手話講座</li> <li>手話学習会開催事業費等補助金</li> <li>手話サークル等助成事業費等補助金</li> <li>手話パフォーマンス甲子園の開催</li> <li>手話啓発イベントへの助成等</li> </ul>
② 教育における手話の普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中学校・高等学校・特別支援学校において、ろう児、地域のろう者等との交流を通じて、教職員、児童・生徒一緒に楽しみながら手話の普及を進めます。</li> <li>手話学習教材の活用状況等を把握し、手話普及支援員派遣制度の充実を図りながら、各学校における手話の取組を着実に進め、将来的には全学校で手話を学ぶ機会をつくり出します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>手話普及支援員派遣制度</li> <li>手話ハンドブック等の手話学習教材の活用推進</li> <li>聾学校との交流学習の推進 等</li> </ul>
③ 行政、公共交通機関等における手話の普及・情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>ろう者への理解、手話学習を進め、手話を中心とした意思疎通方法により、必要なサービスの提供を行います。</li> <li>また、手話による情報発信を進めるとともに、行政窓口では、手話対応可能な職員増を進めます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政職員向け手話講座の開催</li> <li>知事定例記者会見、議金中継等での手話通訳者配置 等</li> </ul>

## 鳥取県手話施策推進計画の概要③

### 2 手話を使いやすい環境整備

項目	方針	実施施策
① 手話通訳者の養成、派遣事業等の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正確な手話通訳技術に加え、ろう者の歴史・文化を深く理解し、通訳場面での多様な通訳ニーズに応えられる手話通訳者の養成・派遣事業を進めます。</li> <li>・併せてろう者の社会活動範囲の拡大に伴う手話の多様化、専門化に対応するため、現任研修等の充実により手話通訳者の通訳技術向上を推進します。</li> <li>・また、手話通訳者の増加を目指し、手話奉仕員の増加を促しつつ、手話通訳業務の意義・魅力を広く発信します。</li> <li>・一方で手話通訳者の健康管理、手話通訳者の指導者養成方法等を検討します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話通訳者養成研修、派遣事業</li> <li>・手話トレーナーの配置等</li> </ul>
② 聴覚障がい者相談事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話通訳者派遣事業とも十分連携し、通訳現場での課題発見等により、積極的に相談ニーズを把握し、課題解決を目指す相談事業を推進します。</li> <li>・また、福祉施設等に入所中のろう者・独居高齢ろう者への見守り活動、ろう者同士又はろう者と聞こえる人との交流機会創出も検討します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・聴覚障がい者相談員（手話学習者等による見守り手話ボランティア）</li> </ul>
③ 鳥取聾学校・難聴学校・難聴学級における「手話による教育」の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の手話技術向上等を通じて、ろう児が授業内容をより理解しやすくとともに、ろう教諭等とのかかわりにより、自らがろうであることに誇りを持つ環境をつくります。</li> <li>・また、同年代の仲間との交流や共同学習等を通じて、ろう児の社会性や豊かな人間性を育みます。</li> <li>・また、ろう児の保護者に対して新生児聴覚検査の理解の促進を図るとともに、医療機関、保健所、市町村保健師、聾学校、療育機関等が早期から連携して支援を行います。</li> <li>・教育の分野においても、聾学校が早期から関与し、聴覚障がいに対する理解の促進や手話の学習機会を提供します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取聾学校地域支援部の充実</li> <li>・手話検定等受検料助成制度</li> <li>・教職員の聴覚障がい理解と手話技術の向上等</li> </ul>

## 鳥取県手話施策推進計画の概要④

### 2 手話を使いやすい環境整備

項目	方針	実施施策
④ 新しい手話コミュニケーション環境の創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遠隔手話通訳サービスの定着化等を通じて、ろう者とICTをつなぎ、新しい手話コミュニケーション環境の創出を目指します。</li> <li>・また、地域で孤立しがちな高齢ろう者、福祉施設等に入所中のろう者等に対しても手話コミュニケーション環境づくりを検討します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遠隔手話通訳サービス</li> <li>・ろう者向けICT学習会</li> </ul>
⑤ ろう者が働きやすい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・聴覚障がい者就労支援事業その他の制度の普及・活用により、ろう者が働きやすい環境づくりを推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・聴覚障がい者就労支援事業</li> </ul>
⑥ とっどりの手話の文化的発展	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における新しい手話表現の創出、古い地域手話の保存・伝承を通じて、鳥取県内の手話表現の豊かさ、多様性を育み、文化的発展を促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・とっどりの手話を創り、守り、伝える事業補助金</li> </ul>

# 鳥取県手話施策推進計画の概要⑤

## 数値目標

区分	H24	H25		H35目標	備考
登録手話通訳者数	32人	35人	→	65人	H24の2倍
【関連施策】手話通訳者養成研修事業					
手話通訳者設置事業人役	1.52人役	1.52人役	→	4.50人役	H24の3倍
手話通訳者派遣件数(団体派遣)	461件	693件	→	1,400件/年	H24の3倍
【関連施策】手話通訳者派遣事業					
手話講座等受講者数		1,242人/半年	→	2,500人/年	H25並み
【関連施策】県民向けミニ手話講座の開催、手話学習会開催事業費等補助金					
手話等に対応できる職員が県職員(行政職員)に占める割合			→	15%	
【関連施策】行政職員向け手話講座の開催					
学校における手話の取組の実施率			→	100%	
【関連施策】手話普及支援員派遣制度、手話ハンドブック等の手話学習教材の活用推進、学校における手話に関する情報を受発信する窓口役の決定					



# 鳥取県手話施策推進計画

鳥 取 県

平成27年3月

## 目次

はじめに	P 1
1 計画の位置付け、計画期間	P 2
(1) 計画の位置付け	
(2) 計画期間	
2 計画の検討経過	P 2
3 計画の理念	P 2
4 施策の基本的な考え方	P 2
(1) 手話の普及、ろう者に対する理解促進	
(2) 手話を使いやすい環境整備	
5 施策推進イメージ	P 3
6 手話施策推進方針	P 3
(1) 手話の普及、ろう者に対する理解促進	
ア 地域、職場等における手話の普及	
イ 教育における手話の普及	
ウ 行政、公共交通機関等における手話の普及・情報発信	
(2) 手話を使いやすい環境整備	
ア 手話通訳者の養成、派遣事業等の充実	
イ 聴覚障がい者相談事業の充実	
ウ 鳥取聾学校・難聴学級における「手話による教育」の推進	
エ 新しい手話コミュニケーション環境の創出	
オ ろう者が働きやすい環境づくり	
カ とつとりの手話の文化的発展	
7 数値目標	P 5
8 鳥取県手話施策推進協議会委員名簿	P 6

## はじめに



平成25年10月、「手話を言語として認めて欲しい」というろう者の切実な声を受け、鳥取県は全国に先駆けて手話言語条例を制定しました。以後、本県では手話が言語であるとの認識の下、手話の普及を進め、ろう者と聞こえる人が共生する社会の実現に向けて取組を進めています。

人口最少の本県での条例制定が「力」となり、同様の条例が他の自治体へ、手話言語法制定を求める決議が全国へと急速に広がっています。また、県内でも手話に対する県民の関心はかつてないほど高まり、ろう者には「手話が認められたことは、ろう者が認められたこと」という自信も生まれています。

手話の普及は、全ての聞こえる人がろう者を理解し手話を学び、聞こえる・聞こえないに関係なく、交流を深めていくことが重要です。それは学校教育、社会生活等のあらゆる場面で多面的に進めていく必要があります。また、ろう者と聞こえる人の橋渡しの役割を担う手話通訳者等はその専門技術を高め、ろう者は自らも手話の普及やろう者への理解を深めるために積極的に社会に関わっていく必要があります。

行政、ろう者、手話通訳者等の関係者、事業者、一般県民がそれぞれの立場で手話に関わり、交流を深めながら同じ目標に向かって歩んでいくことが、共生社会実現の基礎となります。

本県では、条例で定める理念実現のため、このたび「鳥取県手話施策推進計画」を策定しました。この計画では、継続的に手話施策を推進するために、多様な取組の基本方針等を定めています。今後はこの計画に基づき、手話施策を強力に進め、全国初の挑戦、手話革命を成就させるべく、鳥取県は突き進んでまいります。

なお、計画策定にあたっては、鳥取県手話施策推進協議会の委員、オブザーバーの皆様方をはじめ、手話に関するアンケート、パブリックコメント等を通じ、多くの県民の皆様から貴重なご意見、ご指導をいただきました。改めて、厚くお礼申し上げます。

平成27年3月

鳥取県知事 平井 伸治

## 1 計画の位置付け、計画期間

### (1) 計画の位置付け

この計画は、鳥取県手話言語条例（以下「条例」といいます。）第8条第1項に基づき、「手話が使いやすい環境を整備するために必要な施策」について定めるものです。

### (2) 計画期間 平成27年度から平成35年度まで

## 2 計画の検討経過

本計画策定に当たっては、手話に関するアンケート、パブリックコメントで得られた意見を参考としながら、鳥取県手話施策推進協議会において約1年間、計5回にわたる議論を行い、計画内容の検討を行いました。

平成26年 3月 手話施策推進協議会1 … 計画案の骨子を検討  
5月 手話施策推進協議会2（手話に関するアンケート検討会）  
6月～8月 手話に関するアンケートを実施  
（ろう者、手話関係者、一般県民）  
10月 手話施策推進協議会3 … 計画素案を検討  
12月 手話施策推進協議会4 … 計画案を検討  
平成27年 1月～2月 計画案に関するパブリックコメントを実施  
3月 手話施策推進協議会5 … 計画案を検討

## 3 計画の理念

手話が言語であるとの認識の下、手話の普及を通じて、ろう者と聞こえる人が互いの個性・人格を尊重して、共生する社会を目指します。

## 4 施策の基本的な考え方

施策の立案・推進にあたっては、以下の考え方を基本とします。

### (1) 手話の普及、ろう者に対する理解促進

人と人が対面し、互いの目を合わせて意思等を伝え合う手話には、ICT全盛の現代社会だからこそ学ぶべき大切な要素が含まれています。

手話の普及は、手話表現を覚えるだけでなく、ろう者の生活・文化等を知り、ろう者と聞こえる人が交流し、コミュニケーションの重要性を実感しつつ、互いの理解を深め、学びあうことを大切にして推進します。

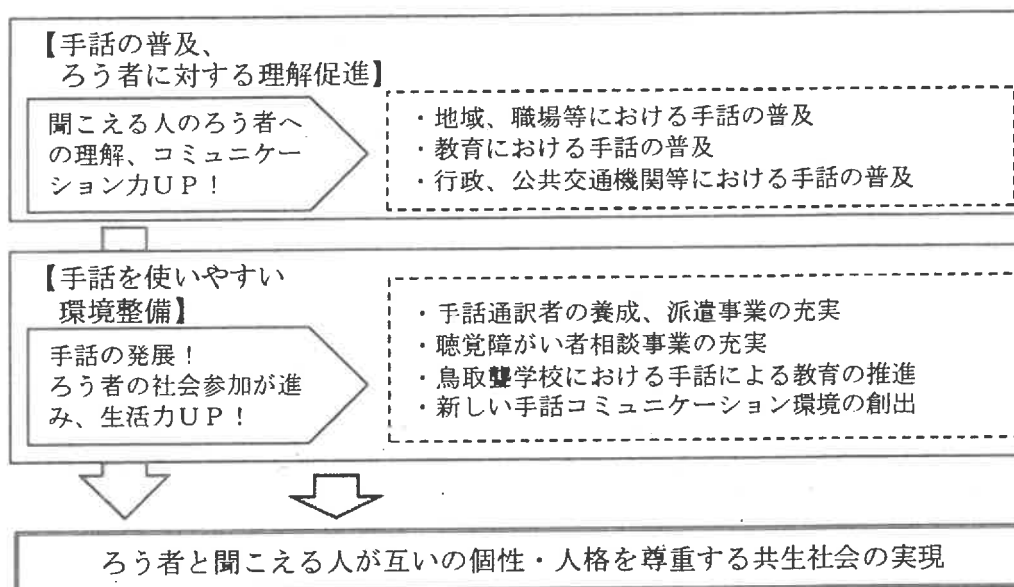
### (2) 手話を使いやすい環境整備

ろう者の文化を尊重し、ろう者の生活・ニーズを踏まえ、手話通訳者の養成など、ろう者と聞こえる人がコミュニケーションしやすい環境づくりを推進します。



## 5 施策推進イメージ

計画の理念である共生社会実現のため、次のとおり施策推進イメージを示します。



## 6 手話施策推進方針

次のとおり、手話施策推進方針を定め、総合的に施策を推進していきます。

### (1) 手話の普及、ろう者に対する理解促進

#### ア 地域、職場等における手話の普及

ろう者と日常的に関わりのある地域、職場等ではろう者と聞こえる人が簡単な手話で日常会話ができ、ろう者と聞こえる人が支え合う環境づくりを、それ以外の地域等ではろう者への理解等を中心とした手話の普及を進めます。こうした取組の継続により、災害時等に助け合える環境づくりに繋がります。

また、多くの人が手話に関心を持ち、身近に感じてもらうため、手話パフォーマンス甲子園等を通じた普及啓発にも力を入れます。

さらに、難聴者・中途失聴者も手話が学べる場づくりの検討、手話カフェ等の取組の広がりを通じて、誰もが手話に触れ、学べる環境づくりを進めます。

【実施施策】 県民向けミニ手話講座の開催、手話学習会開催事業費等補助金、手話サークル等助成事業費補助金、手話パフォーマンス甲子園の開催、手話啓発イベントへの助成等

#### イ 教育における手話の普及

小中学校・高等学校・特別支援学校において、ろう児、地域のろう者等との交流を通じて、教職員、児童・生徒一緒に楽しみながら手話の普及を進めます。手話学習教材の活用状況等を把握し、手話普及支援員派遣制度の充実を図りながら、各学校における手話の取組を着実に進め、将来的には全学校で手話を学

ぶ機会をつくります。

【実施施策】手話普及支援員派遣制度（手話普及コーディネーターの配置を含む）、手話ハンドブック等の手話学習教材の活用推進、聾学校との交流学習の推進等

【予定施策】学校における手話に関する情報を受発信する窓口役の決定

## ウ 行政、公共交通機関等における手話の普及・情報発信

ろう者への理解、手話学習を進め、手話を中心とした意思疎通方法により、必要なサービスの提供を行います。また、手話による情報発信を進めるとともに、行政窓口では、手話対応可能な職員増を進めます。

【実施施策】行政職員向け手話講座の開催、知事定例記者会見・議会中継等での手話通訳者配置、[再掲]手話学習会開催事業費等補助金等

## (2) 手話を使いやすい環境整備

### ア 手話通訳者の養成、派遣事業等の充実

正確な手話通訳技術に加え、ろう者の歴史・文化を深く理解し、通訳場面での多様な通訳ニーズに応えられる手話通訳者の養成・派遣事業を進めます。併せて、ろう者の社会活動範囲の拡大に伴う手話の多様化・専門化に対応するため、現任研修等の充実により手話通訳者の通訳技術向上を推進します。

また、手話通訳者の増加を目指し、手話奉仕員の増加を促しつつ、手話通訳業務の意義・魅力を広く発信します。

一方で手話通訳者の健康管理、手話通訳者の指導者養成方法等を検討します。

【実施施策】手話通訳者養成研修・派遣事業、手話通訳者トレーナーの配置等

### イ 聴覚障がい者相談事業の充実

手話通訳者派遣事業とも十分連携し、通訳現場での課題発見等により、積極的に相談ニーズを把握し、課題解決を目指す相談事業を推進します。

また、福祉施設等に入所中のろう者、独居高齢ろう者への見守り活動、ろう者同士又はろう者と聞こえる人との交流機会創出も検討します。

【実施施策】聴覚障がい者相談員

【予定施策】手話学習者等による見守り手話ボランティア

### ウ 鳥取聾学校・難聴学級における「手話による教育」の推進

教職員の手話技術向上等を通じて、ろう児が授業内容をより理解しやすくとともに、ろう教諭等とのかかわりにより、自らがろうであることに誇りを持つ環境をつくります。また、同年代の仲間との交流や共同学習等を通じて、ろう児の社会性や豊かな人間性を育みます。

また、ろう児の保護者に対して新生児聴覚検査の理解の促進を図るとともに、医療機関、保健所、市町村保健師、聾学校、療育機関等が早期から連携して支援を行います。教育の分野においても、聾学校が早期から関与し、聴覚障がいに対する理解の促進や手話の学習機会を提供します。

【実施施策】鳥取聾学校地域支援部の充実、手話検定等受験料助成制度、教職員の聴覚障がい理解と手話技術の向上等

## エ 新しい手話コミュニケーション環境の創出

ICTは視覚的に情報を入力するろう者にとって、日常生活、社会生活又は防災等においても大変有効なツールです。遠隔手話通訳サービスの定着化等を通じて、ろう者とICTをつなぎ、新しい手話コミュニケーション環境の創出を目指します。

また、地域で孤立しがちな高齢ろう者、福祉施設等に入所中のろう者等に対しても手話コミュニケーション環境づくりを検討します。

【実施施策】遠隔手話通訳サービス（+代理電話支援サービス）

【予定施策】ろう者向けICT学習会、[再掲]手話学習者等による見守り手話ボランティア等

## オ ろう者が働きやすい環境づくり

聴覚障がい者就労支援事業その他の制度の普及・活用により、ろう者が働きやすい環境づくりを推進します。

【実施施策】聴覚障がい者就労支援事業

## カ とっとりの手話の文化的発展

地域における新しい手話表現の創出、古い地域手話の保存・伝承を通じて、鳥取県内の手話表現の豊かさ、多様性を育み、文化的発展を促進します。

【実施施策】とっとりの手話を創り、守り、伝える事業補助金

## 7 数値目標

今後、手話施策の推進により、目標とすべき数値を示します。

区分	H24	H25		H35目標	備考
登録手話通訳者数	32人	35人	→	65人	H24の2倍
【関連施策】手話通訳者養成研修事業					
手話通訳者設置事業人役	1.52人役	1.52人役	→	4.50人役	H24の3倍
手話通訳者派遣件数（団体派遣）	461件	693件	→	1,400件/年	H24の3倍
【関連施策】手話通訳者派遣事業					
手話講座等受講者数		1,242人/半年	→	2,500人/年	H25並み
【関連施策】県民向けミニ手話講座の開催、手話学習会開催事業費等補助金					
手話等に対応できる職員が県職員（行政職員）に占める割合			→	15%	
【関連施策】行政職員向け手話講座の開催					
学校における手話の取組の実施率			→	100%	
【関連施策】手話普及支援員派遣制度、手話ハンドブック等の手話学習教材の活用推進、学校における手話に関する情報を受発信する窓口役の決定					

(参考1) 登録手話奉仕員数 72人（平成26年度）

(参考2) 登録手話通訳者数のうち、コミュニケーション支援センターふくろう（現：（公社）鳥取県聴覚障害者協会）職員 平成24年度：8人、平成25年度：7人

## 8 鳥取県手話施策推進協議会委員等名簿

区分	所属等	氏名	備考
当事者 団体	公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会事務局長	石橋 大吾	協議会長
	公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会事務局次長	戸羽 伸一	
関係団 体等	鳥取県手話通訳士協会	国広 生久代	
	鳥取県手話サークル連絡協議会	藤井 貴子	
	あいサポートメッセンジャー	今西 賀子	
事業者	鳥取県厚生事業団(障害者福祉センター友愛寮長)	小松 三恵子	
	鳥取医療センター事務部長	門田 陽一郎	
教育	前鳥取県立鳥取聾学校長	後藤 裕明	

オブ ザー バー	湯梨浜町教育委員会教育長	土海 孝治	
	鳥取市障がい福祉課長	富田 恵子	
	岩美町福祉課長	鈴木 浩次	
	伯耆町福祉課長	谷口 仁志	
	鳥取労働局職業安定部職業対策課長	野田 千卯	
	NHK鳥取放送局LGマネジメント副部長	八木 智一	
	鳥取県病院局長	福田 健	
	鳥取県警察本部教養課長	足羽 将司	
	鳥取県立鳥取聾学校長	藤田 則恵	
	日本財団ソーシャルイノベーション本部上席チームリーダー	石井 靖乃	

# 鳥取県手話施策推進計画 関連施策 概要

## ミニ手話講座・手話学習会等

### ○企業の手話学習会等を支援！

- ・ 企業や10名以上のグループが開催する手話学習会開催に対して、開催経費を助成。  
(1回あたり15,000円、年6回上限) <実績> 450回開催・延9,666人が受講(H25.11月～R2.3月)

### ○手話検定等受験料の助成

- ・ 手話検定等受験料の1/2を助成

### ○手話サークルへの支援

- ・ 手話サークル間の交流促進等に取り組むサークルへの助成

### ○ミニ手話講座の開催

- ・ 県主催の「県民向けミニ手話講座」を開催  
<実績> 264回開催・延べ3,022人が受講

年度	開催回数	受講者数
令和3年度	24回※	330人
令和2年度	24回※	288人
令和元年度	24回※	298人
平成30年度	36回	350人
平成29年度	36回	346人
平成28年度	36回	221人
平成27年度	36回	403人
平成26年度	36回	484人
平成25年度(12～3月)	12回	302人



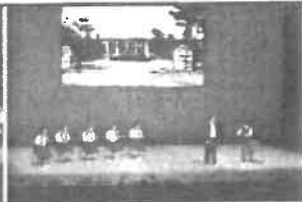
(県民向けミニ手話講座の様子)

※令和元年度から「気軽に筆談セミナー」を12回開催  
(受講者 R元:85名、R2:153名、R3:128名)



# 第9回全国高校生手話パフォーマンス甲子園

- 手話言語の理解・普及や共生社会の実現等のため、「手話の聖地」鳥取県において平成26年から開催する手話パフォーマンスの祭典
- 全国の高校生が、手話言語を使った歌唱・ダンス・演劇・ポエムなどの様々なパフォーマンスを繰り広げ、その表現力を競い合いました。



佳子様御臨席のもと  
3年ぶりの現地開催

動画配信視聴は1.8  
万回超



## 第9回全国高校生手話パフォーマンス甲子園

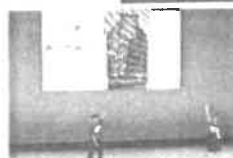
開催日：令和4年9月25日（日）

開催場所：倉吉未来中心

※YouTubeライブ配信（一般観覧無し）

出場：予選を通過した15チーム

（予選には全国から60チームが参加）



鳥取城北高等学校



米子東高等学校

鳥取県からは3校が本大会出場!!

過去大会の手話パフォーマンスは、  
手話パフォーマンス甲子園公式YouTubeチャンネルで公開中!

### 大会結果

- 優勝：坂戸ろう学園・大宮ろう学園（埼玉県） 289点
- 準優勝：奈良県立ろう学校（奈良県） 285点
- 第3位：松山聾学校（愛媛県） 268点



特別協賛：日本財団  
第1回大会から多大な御支援・御協力をいただいています。

## 学校で手話を学ぶ取組(手話ハンドブック)

### ○手話ハンドブックを作成し、全学校へ配布!

- 手話を学ぶ大切さや学びの意欲を高めるため、小・中・高等学校・特別支援学校の全児童・生徒・教職員へ配付。
- 手話を正しく理解してもらうため、手話表現の動画も制作。



手話ハンドブック



RR



手話ハンドブック

RR

RR

RR



手話ハンドブック

みんなで手話をやってみよう 手話ハンドブック 入門編



# 学校で手話を学ぶ取組

## ○手話ハンドブックの配布

→ 平成25～26年度で県内全ての児童生徒に配布  
(平成27年度以降は、小学校新1年生に配布)

## ○指文字タペストリーの配布

→ 平成27～29年度で県内全ての小学校に配布

## ○手話普及支援員の派遣

- ・各学校からの依頼に基づき、手話学習をサポートする手話普及支援員を派遣。
- ・平成26年6月から令和3年3月までに641校に延べ2,325回手話普及支援員が派遣され、総合的な学習の時間やクラブ活動などの場面で手話学習をサポート。  
(R2年度…派遣実人数69人、派遣延べ人数648人)



手話普及支援員を活用した学習風景

手話、障がいへの関心・理解の向上  
子ども達の積極的な取組が進展

- ・手話に関心を持ち、手話ハンドブックなどを見ながら、友だち同士で手話を学ぶようになった。
- ・ろう者と手話で通じ合えた経験がきっかけとなり、自分の考えを積極的に伝えられるようになった。

# 児童用手話検定「手話チャレ」の開始

## 小学生向けの手話検定は 全国の自治体で初！

- 鳥取県では、子どもたちが動画で手話を学び、力試しをする小学生向け手話検定「手話チャレ」を作成
- 手話ハンドブックをもとに、小学生向けの手話検定動画を作成(全10レベルのうち、R4はレベル5まで作成、R5にレベル10まで完成予定)
- 令和4年6月からレベル1の運用開始
- 鳥取県聴覚障害者協会の監修のもと、鳥取聾学校の先生方が動画に出演。小学校の手話クラブの児童がタイトルコールを、高等学校の放送部の生徒が動画編集を担当



### 児童用手話検定作成チームを発足

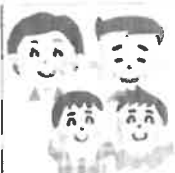
#### 【児童用手話検定作成会議】

鳥取聾学校、鳥取県聴覚障害者協会、市町教育委員会、手話普及支援員等のメンバーで、検定の内容や動画、検定キット、周知の仕方等を検討

#### 【ワーキンググループ】

鳥取聾学校、鳥取県聴覚障害者協会のメンバーで、検定動画を作成

## ★新しい手話の学び★



ろう者との生の交流



遠隔手話学習



手話検定で力だめし



手話パワーアップ



共生社会の実現へ

# 全国でも珍しい県立高校での手話の取組

○手話学習を授業カリキュラムに位置付け、年間を通じて学習。

＝ 鳥取県立岩美高等学校 ＝

「手話言語基礎1」(2年)・「手話言語基礎2」(3年)を科目設定して単位を付与  
★ 県内県立高校で唯一「手話部」を設置。

＝ 鳥取県立米子高等学校 ＝

「手話言語」(3年)を科目設定して単位を付与



(手話学習の様子)



(地元保育所との交流)



(手話部の野球地区大会での通訳)

**各県立高校で手話学習に関する取り組みを拡大中！**

## 公の場での手話の普及

### 知事定例記者会見への手話通訳者配置

○条例制定直後の知事定例記者会見(平成25年10月17日)から、手話通訳者を配置。

### 県が主催するイベントや講演会等への手話通訳者派遣

○県が主催する一定規模以上のイベントには、原則として手話通訳者又は要約筆記者若しくはその両方を配置。(平成25年11月から)

※一定規模以上：参加予定者が概ね200人を超える場合

### 県議会の本会議中継で手話通訳を実施

○条例制定前の平成24年6月県議会から本会議生中継での手話通訳を実施。



定例記者会見の手話通訳



本会議中継を手話通訳



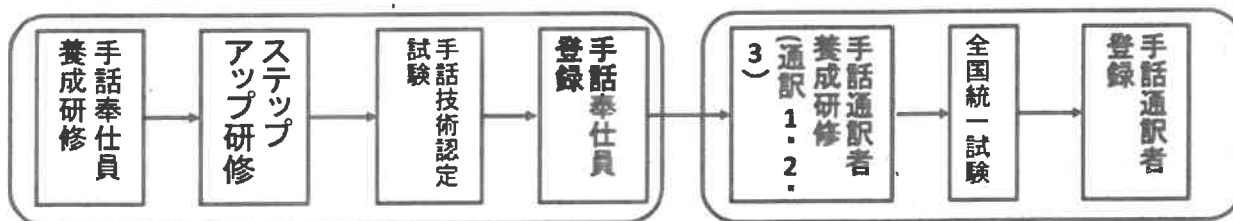
# 手話通訳者の養成・派遣事業

手話通訳機会の増加に対応するため、手話通訳者等を養成。

区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
登録手話通訳者数	35人 →	41人	42人	53人	54人	54人	56人	60人	63人
手話通訳者派遣件数 (団体派遣)	693件 →	1112件	1031件	1048件	897件	890件	867件	531件	695件

## 手話通訳者養成研修の開催

《手話通訳者養成の流れ》



## 手話通訳者トレーナーの設置

経験の浅い手話通訳者への助言等を行う

手話通訳トレーナーを3人配置

(稼働実績) 2,151件 (R3年度) ※内 Web学習会2,045回実施

# 聴覚障がい者相談員

東・中・西部の聴覚障がい者センターに聴覚障がい者相談員を配置し、きこえない・きこえにくい人の相談に応じ、必要な支援を実施。

- ・平成25年度 2,409件(東部546件、中西部1,863件)
- ・平成26年度 2,380件(東部570件、中部860件、西部950件)
- ・平成27年度 2,656件(東部942件、中部872件、西部842件)
- ・平成28年度 2,640件(東部837件、中部877件、西部926件)
- ・平成29年度 2,520件(東部823件、中部820件、西部877件)
- ・平成30年度 2,633件(東部875件、中部808件、西部950件)
- ・令和元年度 2,366件(東部910件、中部585件、西部871件)
- ・令和2年度 2,652件(東部1,040件、中部661件、西部951件)
- ・令和3年度 2,731件(東部1,206件、中部547件、西部987件)

令和3年度の内訳

相談区分	件数
家族・家庭	259
経済・生活	367
法律	65
福祉サービス	402
社会参加・教育	523
保険・医療	512
その他	603

# ICTを活用した「遠隔手話通訳サービス」

県内に居住する聴覚障がい者の利用登録者を対象として、遠隔手話通訳サービスを実施。（年中無休、利用時間 8:30～17:30）

## 遠隔手話通訳サービス（平成25年12月～）

- ・ろう者と聞こえる人が対面している場合のコミュニケーションに使用。
- ・タブレット型端末のテレビ電話機能により、手話通訳者が画面越しに通訳。
- ・窓口などでの簡単なコミュニケーションに最適。



手話通訳

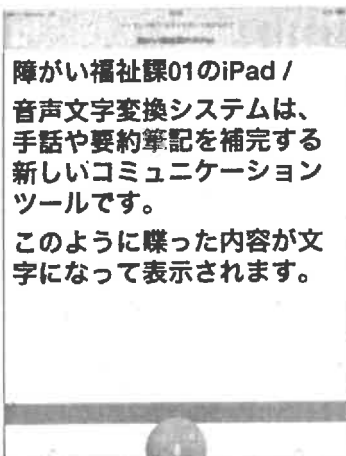


県庁総合受付、JR主要駅・バスターミナルなどの窓口にもタブレット型端末を設置。

※手話通訳者の新型コロナウイルス感染予防のため、PCR検査・入院・ワクチン接種の際のコミュニケーション支援に活用できるよう県内医療機関（感染症指定医療機関等）にもタブレットを設置。

## 音声文字変換システム

- 聞こえる人の声を文字に変換し、タブレット型端末の画面上に表示。
- 全国で初めて自治体窓口を導入（平成27年9月から）。
- 県庁総合受付、JR主要駅・バスターミナル等の窓口を設置しているタブレット型端末で利用可能。
- 難聴者・中途失聴者も便利に利用可能。



音声文字変換システムの画面

窓口に掲示している案内表示



## 令和4年度予算説明資料 (鳥取県手話施策推進計画関連)

- ・鳥取県社会福祉事業包括支援事業（当初予算）
- ・聴覚障がい者センター事業（聴覚障がい者意思疎通支援事業）（当初予算）
- ・手話でコミュニケーション事業（当初予算）
- ・全国高校生手話パフォーマンス甲子園開催事業（当初予算）
- ・ともに生きる「あいサポート企業・団体」拡大事業（当初予算）
- ・障がい者情報アクセスモデル県推進事業（当初予算）
- ・障がい者アクセシビリティ・コミュニケーション向上支援事業（9月補正予算）
- ・とっとりデジタル田園都市推進事業（「鳥取県立バリアフリー美術館」創立事業）  
（5月補正予算）
- ・手話で学ぶ教育環境整備事業（当初予算）
- ・私立学校支援等事業（私立学校あいサポート教育推進事業）（当初予算）
- ・障がい者就労・職場定着支援強化事業（当初予算）

1目 社会福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県社会福祉事業 包括支援事業	27,947	29,972	△2,025			(基金繰入金) 14,300	13,647	
トータルコスト	28,736千円 (前年度 30,764千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	補助金交付事務							
工程表の政策内容	-							

事業内容の説明 【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】

1 事業の目的、概要

平成29年度まで県が直接支援を行っていた補助事業について、より現場のニーズに即した取組になるよう定期的に各種社会福祉団体と調整しており、現場のニーズを十分に把握している県社会福祉協議会を窓口とし、円滑かつ迅速に事業実施する。

2 主な事業内容

補助事業に要する経費 (事業費、人件費 (2名分) 及び事務費) を支援する。

(単位: 千円)

区分	予算額	財源
1 事業費	20,637	
(1) 鳥取県更生保護給産会補助金	80	単県
(2) 鳥取県更生保護観察協会補助金	120	単県
(3) 身体障がい者福祉大会開催事業補助金	150	単県
(4) 鳥取県手をつなぐ育成会広報啓発事業補助金	560	単県
(5) 精神障がい者等によるピアサポート・研修会等開催支援事業補助金	400	単県
(6) 手話学習会開催事業費補助金	1,350	単県
(7) 肢体不自由児協会広報誌発行事業補助金	240	単県
(8) 肢体不自由児父母の会開催補助金	510	単県
(9) 手話検定等受験料助成事業費補助金	338	単県
(10-1) 介護職員初任者研修受講支援補助金 (担い手加算・過疎地就業奨励金含む。)	5,900	基金
(10-2) 生活援助型研修受講支援補助金 (担い手加算・過疎地就業奨励金含む。)	700	基金
(11) 働く介護家族向け「介護職員初任者研修」開催支援補助金	400	基金
(12) 介護実務者研修受講支援補助金	6,500	基金
(13) 介護職員・小規模事業所グループ支援補助金	800	基金
(14) 介護老人保健施設整備費借入金利子補助金	1,589	単県
(15) ことぶき起業支援補助金	800	単県
(16) 外国人高齢者福祉給付金	200	単県
2 人件費	6,010	単県
3 事務費	1,300	単県
合計	27,947	

3 事業目標・取組状況・改善点

- 各補助金がより現場のニーズに即した補助制度になるよう、県社会福祉協議会と連携を密にして補助制度の適切な実施を図る。

## 12目 障がい者自立支援事業費

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
聴覚障がい者センター事業 (聴覚障がい者意思疎通支援事業)	26,315	23,361	2,954	9,017		(雑入) 7,600	9,698	
トータルコスト	27,104千円 (前年度 24,153千円) [正職員: 0.1人]							
主な業務内容	団体との調整、契約事務等							
工程表の政策内容	情報アクセス・コミュニケーション支援の推進							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的、概要</b>								
県内3箇所に設置した聴覚障がい者の総合的な拠点である鳥取県聴覚障がい者センターにおいて、聴覚障がい者の社会参加を推進するよう、多様な取組を行う。								
<b>2 主な事業内容</b>								
① 聴覚障がい者センター関連経費 (国1/2) (単位: 千円)								
区分	事業内容						予算額	
字幕入り映像の貸出事業	字幕入り映像作品の貸出事業を実施する。						3,977	
② 要約筆記事業 (国1/2、鳥取市負担金) (単位: 千円)								
区分	事業内容						予算額	
要約筆記者養成研修事業	要約筆記者養成研修・要約筆記者現任者研修の実施、要約筆記者指導者養成研修への派遣等を行う。						10,683	
要約筆記者設置・派遣事業	主催者の依頼に基づき、講演会等に要約筆記者を派遣し、聴覚障がい者の情報保障を行う。						10,892	
合計						21,575		
③ 難聴者向けスピーカーの整備 (国1/2) (単位: 千円)								
事業内容						予算額		
ヒアリンググループに対応していない補聴器を利用している難聴者への情報保障のため、スピーカーを購入し、貸出を行う。						763		
<聴覚障がい者センターの概要>								
設置者	鳥取県							
実施主体	公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会							
設置場所	鳥取市、倉吉市、米子市							
聴覚障がい者センターの機能	<p>対象者は、手話を使用するろう者に加え、中途失聴者、高齢難聴者等の聴覚障がい者全てを含む。</p> <p>(1) 聴覚障がい者とのコミュニケーションが円滑に行われる環境づくり 手話通訳者等の養成・派遣、情報提供機器の貸出</p> <p>(2) 聴覚障がい者が、身近で気軽に相談できる環境づくり 聴覚障がい者相談員の配置</p> <p>(3) 聴覚障がい者の居場所づくり (生きがい、学習、情報収集など) 参加型の日中活動の支援、字幕入り映像の貸出等</p>							
<b>3 事業目標・取組状況・改善点</b>								
<ul style="list-style-type: none"> <li>上記取組により、聴覚障がい者への支援を行い、聴覚障がい者の社会参加を推進する。</li> <li>平成26年4月、県内3箇所に鳥取県聴覚障がい者センターを設置し、全県的に聴覚障がい者支援の充実を図り、要約筆記者の養成・派遣事業、字幕入り映像の貸出事業等の取組を継続的に実施してきた。</li> <li>今後も引き続き取組を継続し、聴覚障がい者が社会参加しやすい環境整備を進めていくとともに、聴覚障がい者は全員手話が使えるとの認識もまた多々あることから、要約筆記等、手話の使えない聴覚障がい者への支援に関する理解について、事業を実施していく中でさらに広めていく必要がある。</li> </ul>								

## 12 目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳			備考
				国庫支出金	起債	その他 一般財源	
手話でコミュニケーション事業	96,007	95,194	813	34,087		(雑入) 20,110	41,810
トータルコスト	102,316千円（前年度 101,531千円）〔正職員：0.8人〕						
主な業務内容	団体との調整、契約事務等						
工程表の政策内容	情報アクセス・コミュニケーション支援の推進						
事業内容の説明							
<b>1 事業の目的、概要</b>							
平成25年10月に成立した鳥取県手話言語条例に基づき、手話を普及し、手話を使いやすい環境の整備を進め、ろう者の社会参加を推進するため、多様な取組を行う。							
<b>2 主な事業内容</b>							
① 手話の普及 (3,125千円) (単位：千円)							
区分	事業内容						予算額
ミニ手話講座の開催（単県）	2時間/回程度の県民向け手話講座を県内各所で開催						1,660
手話サークルへの補助（単県）	手話サークル活動を推進するための補助金						600
手話啓発イベント、聴覚障がい者福祉研修会への補助（単県）	鳥取県聴覚障害者協会が主催する手話啓発イベント及び、聴覚障がい者福祉研修会開催経費に係る補助金						865
② 手話を使いやすい環境整備事業 (91,457千円) (単位：千円)							
区分	事業内容						予算額
遠隔手話通訳サービス（国1/2）	ICTを活用した遠隔手話通訳サービスを実施						4,569
音声文字変換システム（単県）	難聴者のコミュニケーションを支援するため、音声文字に変換して表示するシステムを運用						885
手話通訳士試験受験料の補助（単県）	社会福祉法人聴力障害者情報文化センターが主催する「手話通訳技能認定試験」の受験料支援						110
手話通訳者トレーナー（国1/2、鳥取市負担金）	経験の浅い手話通訳者等のサポートをしながら、現場での技術指導を行うとともに、手話通訳者等の手話表現・通訳技術向上を行う						7,039
手話通訳者設置・派遣（国1/2、鳥取市負担金）	主催者の依頼に基づき、講演会等に手話通訳者を派遣し、ろう者の情報保障を行う						32,200
手話通訳者養成研修等（国1/2、鳥取市負担金）	手話通訳者養成研修、現任者研修等を実施						10,829
手話通訳者指導者養成研修への派遣（国1/2、鳥取市負担金）	手話通訳者指導者（候補）を手話通訳者指導者養成研修に派遣						1,253
手話通訳者等の頸肩腕障がい対策（単県）	手話通訳者等の頸肩腕障がい予防のための講習会の開催及び健康診断を実施						1,605
鳥取県手話施策推進協議会（単県）	鳥取県手話施策推進協議会の委員報酬、旅費						372
とっどりの手話を創り、守り、伝える事業への補助（単県）	鳥取の手話を整理して記録し、地域の手話を残す取組を支援するための補助金						100
聴覚障がい者相談員設置事業（国1/2）	圏域に聴覚障がい者相談員を配置し、聴覚障がい者からの各種相談に対して助言、関係機関との調整等を行う						32,395
手話通訳者等派遣費の補助（単県）	障がい者福祉団体がイベント等を開催する際の手話通訳者・要約筆記者等の派遣に係る経費に対する補助金						100
③ コミュニケーション支援事業 (1,425千円) (単位：千円)							
区分	事業内容						予算額
障がい者の居場所づくりに対する支援（単県）	障がい者と地域住民とが交流できるサロン設置を通じて、交流の機会を提供する取組に対する補助金						500
難聴者等向けコミュニケーション学習会開催に対する支援（単県）	難聴者、中途失聴者等を対象に、手話を含むコミュニケーション手段を楽しみながら学ぶ学習会等開催に対する補助金						425
(新) 中国地区ろうあ者大会、中四国地区ろうあ者体育大会開催補助（単県）	第67回中国地区ろうあ者大会・第14回中四国地区ろうあ者体育大会開催に対する補助金						500
<b>3 事業目標・取組状況・改善点</b>							
・上記の取組により手話や聴覚障がいに対する理解が広がってきており、これを着実に前進させていくため、関係団体等と連携しながら取組を継続していく。							

## 12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
全国高校生手話パフォーマンス甲子園開催事業	25,130	25,178	△48				25,130	
トータルコスト	35,860千円（前年度 35,931千円）〔正職員：1.0人 会計年度任用職員：1.0人〕							
主な業務内容	団体との調整、大会広報、契約事務等							
工程表の政策内容	-							
事業内容の説明								

## 1 事業の目的、概要

## (1) 全国高校生手話パフォーマンス甲子園の概要

目的	若い世代である高校生をターゲットに、手話パフォーマンスを披露し発信する機会を提供することで、出演者や観客など幅広い人たちに手話を身近に感じてもらうとともに、交流の推進及び地域の活性化に寄与することを目的に開催するもの。
主催	手話パフォーマンス甲子園実行委員会（会長 平井 伸治）
共催	鳥取県、公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会
参加資格	全国の高等学校、特別支援学校高等部に在籍している生徒
出場チーム	予選審査を通過した15チーム
演技内容	手話を使った歌唱、ダンス、演劇、コント等のパフォーマンス

## (2) 大会の開催実績

	日 程	会 場	優勝チーム
第1回	平成26年11月23日(日・祝)	県民ふれあい会館(鳥取市)	田鶴浜高等学校(石川県)
第2回	平成27年9月22日(火・休)	米子市公会堂(米子市)	奈良県立ろう学校(奈良県)
第3回	平成28年9月25日(日)	倉吉未来中心(倉吉市)	熊本豊学校(熊本県)
第4回	平成29年10月1日(日)	とりぎん文化会館(鳥取市)	奈良県立ろう学校(奈良県)
第5回	平成30年10月7日(日)	米子コンベンションセンター(米子市)	真和志高等学校(沖縄県)
第6回	令和元年9月29日(日)	とりぎん文化会館(鳥取市)	真和志高等学校(沖縄県)
第7回	令和2年9月27日(日)	倉吉未来中心(倉吉市)	奈良県立ろう学校(奈良県)
第8回	令和3年10月3日(日)	米子コンベンションセンター(米子市)	奈良県立ろう学校(奈良県)

## (3) 第9回大会について

令和4年秋に倉吉市内で開催予定

## 2 主な事業内容

区 分	予算額	内容
手話パフォーマンス甲子園 実行委員会負担金	15,130千円	大会の準備・開催運営（奉迎に係るもの含む）・広報等に要する経費
奉迎対策費	10,000千円	関係機関との協議や奉迎に要する経費（御視察経費等）
合 計	25,130千円	

※大会の開催経費は、上記の他、日本財団の助成金を活用する。

## 3 事業目標・取組状況・改善点

- 手話パフォーマンスを披露し発信する機会を提供することで、出演者や観客など幅広い人たちに手話を身近に感じてもらうとともに、交流の推進及び地域の活性化に寄与する。
- 全国で初めてとなる手話言語条例を制定して1年が経過した平成26年11月に、多くの人に手話言語の魅力や手話言語が優れた意思及び情報伝達手段であることを実感してもらうとともに、手話言語とパフォーマンスを通じた交流の推進及び地域の活性化に寄与することを目的に、若い世代である高校生を対象とする大会を鳥取市で初めて開催し、これまでに県内各市で8回開催した。
- 第8回大会は、第7回大会に引き続き、WEB開催となったが、会場と出場校等をオンラインでつないで、令和2年度未実施だった交流会を実施し、高校生同士の交流を促進するとともに、本大会でのカウントダウン、インタビューを行うなど、WEB開催であっても臨場感のある大会運営を行い、視聴数が11,000回を越えるなど盛り上がりのある大会となった。
- 大会開催は、若い世代に手話を身近に感じてもらえる場・機会の提供やきこえない人・きこえる人との交流の契機になる等、手話言語の普及のため、非常に意義のあるものであり、また、本県にとって、全国各地から多くの方が来県することにより、PR効果や経済効果を持つ貴重な機会となっていることから、より多くの地域の学校からの参加があるよう積極的に広報していく。

## 12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)ともに生きる「あいサポート企業・団体」拡大事業	15,464	0	15,464				15,464	
トータルコスト	21,773千円（前年度 0千円）〔正職員：0.8人〕							
主な業務内容	委託契約等業務、関係先との連絡調整・協議等							
工程表の政策内容	あいサポート運動の推進（障害者差別解消法の理解促進）							
事業内容の説明								
<p><b>1 事業の目的、概要</b></p> <p>「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成28年4月1日施行）」（以下「障害者差別解消法」という。）が改正（令和3年6月4日公布）され、企業や店舗などの民間事業者による「合理的配慮の提供」が公布の日から3年以内に義務化されることに伴い、「合理的配慮の提供」と同意義である本県発祥の「あいサポート運動」の取組を加速し、障がい者差別解消に向けた取組を推進する。</p> <p>※「合理的配慮の提供」…行政や事業者に対して、障がいのある人から、社会の中にあるバリア（社会的障壁）を取り除くため何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき、負担が重すぎない範囲において対応すること。</p>								
（単位：千円）								
<b>2 主な事業内容</b>								
内容								予算額
(1) 障がい者差別解消に向けた体制整備 事業者における障がい者差別解消に向けた体制整備が図られるよう、あいサポート運動に取り組む企業・団体の拡大を推進するための取組を委託して実施する。 ・あいサポート企業拡大推進員の配置 ・民間事業者が実施する社会的障壁の除去に必要な経費を助成 〔補助上限額〕1件30万円〔補助率〕2/3 ※あいサポート企業・団体の場合、少額の場合は補助対象経費の10/10（上限5万円）								9,846
(2) 合理的配慮の提供及びあいサポート運動の普及啓発 県民への合理的配慮の周知やあいサポート運動の更なる推進を図るとともに、県外におけるあいサポート運動の機運を高めるため、テレビCMやSNS広告等を通じた情報発信を実施する。								3,936
(3) 障害者差別解消法の理解促進 関係団体等と事例共有等を行う「障がい者差別解消支援地域協議会」の開催、事業者等を対象とした障害者差別解消法やあいサポート精神の理解を深める研修を実施する（研修会の一部はオンラインにより実施）。								1,682
合 計								15,464
<b>3 事業目標・取組状況・改善点</b>								
<ul style="list-style-type: none"> <li>個人としてのあいサポーターに比べ、あいサポート企業・団体の広がりには十分とはいえないことから、一層の啓発を行い、あいサポート企業・団体の認定拡大を図る。</li> <li>県内の民間事業者等を対象に障害者差別解消法の研修会を開催するとともに、障がい者差別解消支援地域協議会を実施し、事例の共有や障がい者差別を解消するための対策を協議している。また、「障がい者差別解消相談支援センター」を県内3か所に設置し、障がいを理由とする差別解消に対応する相談支援体制を整備しており、より一層の周知を進めていく。</li> </ul>								
〔令和3年11月末現在の状況〕								
○あいサポーター数：577,120人（うち県内79,113人、県外498,007人）								
○あいサポート企業・団体数：2,252企業・団体数（うち県内457企業・団体、県外1,795企業・団体）								
※県外のあいサポーター数等は、連携してあいサポート運動を実施している7県15市6町の合計数。								



## 12目 障がい者自立支援事業費

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 障がい者情報アクセスモデル県推進事業	21,211	0	21,211	4,755			16,456	
トータルコスト	24,365千円（前年度0千円） 正職員：0.4人							
主な業務内容	団体との調整、契約事務等							
工程表の政策内容	情報アクセス・コミュニケーション支援の推進							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的、概要</b>								
地域共生社会の実現のため、障がいの特性に応じて、情報に十分アクセスでき、地域でコミュニケーションがとれることが重要であり、その環境のさらなる充実を図るため、鳥取県障がい者ICT相談窓口の設置によるデジタルデバイス活用の個別支援、視覚障がい者の情報アクセシビリティの向上を図るための機器導入支援、人材の育成・確保、AIによる手話言語認識技術発展の実証実験への参加を行うほか、きこえない・きこえにくい子や家族のための相談窓口を新たに設置し、相談支援体制の拡充を通じて切れ目のない支援を行う。								
<b>2 主な事業内容</b>								
（単位：千円）								
対象	細事業名	事業内容	予算額					
障がい全般	障がい者ICTサポート総合推進事業（国1/2）	鳥取県障がい者ICT相談窓口を設置し、利用機会の拡大や活用能力の向上を図る。 ・本人やご家族、支援者を対象としたICT関連の相談対応、機器の貸し出し ・技術支援等を行うボランティアの派遣、広報（ネットへの接続方法、ネットによる情報収集・コミュニケーション、コミュニケーションを支援するアプリの活用方法など基本的なことから支援）	7,011					
	聴覚障がい者向け支援ツール開発事業（国1/2）	閉鎖空間等においてタブレット等により災害情報を把握できるシステム開発に向けた調査を行う。 ・モデル的にスマホ電波が届かないエレベーター内での情報伝達手法（Wi-Fi活用）について検証	2,200					
	信号機への高度化PICS導入事業	専用アプリを入れた視覚障がい者等のスマートフォン等に対して、歩行者信号機の表示を音声で知らせるための装置（高度化PICS）を信号に装着する（県内2箇所予定）。	(3,133) ※警察本部事業					
視覚障がい	視覚障がい者情報アクセス向上事業（単県・国1/2）	情報アクセスを向上する補助機能を備えたICT機器、拡大読書器などの購入を支援するとともに、ICT機器の基本操作や補助機能を学ぶ講座の開催を通じて、見えにくい・見えにくい人の情報アクセス向上と読書環境の拡充を図る。	5,000					
	同行援護従事者確保推進事業（単県）	視覚障がい者の情報アクセシビリティを支援する同行援護従事者の確保と育成を図る。 ・同行援護従事者募集広報、人材育成（研修受講奨励金）	5,000					
聴覚障がい	ICTを活用した公共施設等情報アクセス向上事業（単県）	遠隔手話サービスやUDトーク機能を備えたタブレット端末の配置を文化・スポーツ施設等公共施設に拡大し、きこえない・きこえにくい人の情報アクセス向上を図る。 ・端末を活用し、ソフトバンク（株）が全日本ろうあ連盟等と連携して行うAIによる手話言語認識技術の発展のための実証実験に参加する。	2,000					
	きこえない・きこえにくい子のサポートセンター設置事業（国10/10）	きこえない・きこえにくい子とその家族に必要な情報を提供し、相談の窓口となるとともに、関係機関の専門性を生かした支援機能を結び付ける中核となるセンターを整備し、早期から切れ目のない支援を行う。	(21,501) ※子ども発達支援課事業					
合 計			21,211					
<b>3 事業目標・取組状況・改善点</b>								
<ul style="list-style-type: none"> <li>国において、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進の一層の動きがあることを踏まえ、そのモデル県となっていけるよう取組を進めていく。</li> <li>全国で初めて手話言語条例を制定し手話の輪を広げるほか、聴覚障がい者センター、盲ろう者支援センター、視覚障がい者支援センター、ロービジョン相談窓口の設置など支援拠点づくりと、鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画策定に基づく読書環境の拡充など、情報アクセシビリティ・コミュニケーション支援の推進に取り組んできた。</li> </ul>								

令和4年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課 (内線：7201)

12目 障がい者自立支援事業費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考												
				国庫支出金	起債	その他	一般財源													
(新) 障がい者情報アクセシビリティ・コミュニケーション向上支援事業	0	6,848	6,848				6,848													
トータルコスト	0	7,637	7,637	(補正に係る主な業務内容)																
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	関係団体等との連絡調整、支払い事務等																
工程表の政策内容																				
事業内容の説明																				
<p><b>1 事業の目的、概要</b></p> <p>今年5月に公布・施行された障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法では、「地域の実情を踏まえ、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を策定し、及び実施する責務を有する」ことが地方公共団体の責務として明記されており、法に沿って進めるべき施策のうち、早急に対応すべき取組を進める。</p>																				
<p><b>2 主な事業内容</b> (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事業内容</th> <th>補正額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(新) 透明ディスプレイ「レルクリア」設置推進事業</td> <td>来庁者、来場者の多い施設への透明ディスプレイ「レルクリア」の配置あるいは貸出しを行い、周知を進めることで、同機器の普及を促し、障がい者の意思疎通の環境改善を図る。 &lt;設置予定施設(想定)&gt; 県庁本庁舎(総合窓口)、ノバリア、県内各聴覚障がい者センター(東・中・西部)、きこえない・きこえにくい子どものサポートセンターきき、障がい福祉課内(イベント・貸出用)など、県内約20施設程度での設置を予定している。 ※「レルクリア」について (株)ジャパンディスプレイが新事業創出を目指して新たに開発した透明ディスプレイで、UDトークというアプリをつかって言語(音声)を文字変換しディスプレイに表示させることができ、きこえない・きこえにくい人との意思疎通が容易になる。</td> <td>6,000</td> </tr> <tr> <td>(新) 電話リレーサービス加入促進事業</td> <td>他者と円滑に連絡、相談したい「きこえない人」のため、日本財団電話リレーサービスが新たに創設する予定の「地域登録」制度を活用できるよう、加入及び利用を促進するとともに、利用方法等に係る研修会を実施することで、情報アクセシビリティの向上を図る。 &lt;内容&gt; ・鳥取県内の電話リレーサービス登録者の利用料金の支援(目標登録者数：100名) ・サービスの利用に関する研修会の開催(東・中・西部で各1回) ※「電話リレーサービス」について きこえる人ときこえない人を手話通訳者を介してつなぐ電話(利用者は手話か文字チャットを選択可能)であり、令和3年7月から日本財団電話リレーサービスが実施している。現在は「個人登録」と「法人登録」のみだが、新たに利用希望住民の利用料を自治体が支援する「地域登録」の導入が予定されている。</td> <td>848</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>6,848</td> </tr> </tbody> </table>									区分	事業内容	補正額	(新) 透明ディスプレイ「レルクリア」設置推進事業	来庁者、来場者の多い施設への透明ディスプレイ「レルクリア」の配置あるいは貸出しを行い、周知を進めることで、同機器の普及を促し、障がい者の意思疎通の環境改善を図る。 <設置予定施設(想定)> 県庁本庁舎(総合窓口)、ノバリア、県内各聴覚障がい者センター(東・中・西部)、きこえない・きこえにくい子どものサポートセンターきき、障がい福祉課内(イベント・貸出用)など、県内約20施設程度での設置を予定している。 ※「レルクリア」について (株)ジャパンディスプレイが新事業創出を目指して新たに開発した透明ディスプレイで、UDトークというアプリをつかって言語(音声)を文字変換しディスプレイに表示させることができ、きこえない・きこえにくい人との意思疎通が容易になる。	6,000	(新) 電話リレーサービス加入促進事業	他者と円滑に連絡、相談したい「きこえない人」のため、日本財団電話リレーサービスが新たに創設する予定の「地域登録」制度を活用できるよう、加入及び利用を促進するとともに、利用方法等に係る研修会を実施することで、情報アクセシビリティの向上を図る。 <内容> ・鳥取県内の電話リレーサービス登録者の利用料金の支援(目標登録者数：100名) ・サービスの利用に関する研修会の開催(東・中・西部で各1回) ※「電話リレーサービス」について きこえる人ときこえない人を手話通訳者を介してつなぐ電話(利用者は手話か文字チャットを選択可能)であり、令和3年7月から日本財団電話リレーサービスが実施している。現在は「個人登録」と「法人登録」のみだが、新たに利用希望住民の利用料を自治体が支援する「地域登録」の導入が予定されている。	848	合計		6,848
区分	事業内容	補正額																		
(新) 透明ディスプレイ「レルクリア」設置推進事業	来庁者、来場者の多い施設への透明ディスプレイ「レルクリア」の配置あるいは貸出しを行い、周知を進めることで、同機器の普及を促し、障がい者の意思疎通の環境改善を図る。 <設置予定施設(想定)> 県庁本庁舎(総合窓口)、ノバリア、県内各聴覚障がい者センター(東・中・西部)、きこえない・きこえにくい子どものサポートセンターきき、障がい福祉課内(イベント・貸出用)など、県内約20施設程度での設置を予定している。 ※「レルクリア」について (株)ジャパンディスプレイが新事業創出を目指して新たに開発した透明ディスプレイで、UDトークというアプリをつかって言語(音声)を文字変換しディスプレイに表示させることができ、きこえない・きこえにくい人との意思疎通が容易になる。	6,000																		
(新) 電話リレーサービス加入促進事業	他者と円滑に連絡、相談したい「きこえない人」のため、日本財団電話リレーサービスが新たに創設する予定の「地域登録」制度を活用できるよう、加入及び利用を促進するとともに、利用方法等に係る研修会を実施することで、情報アクセシビリティの向上を図る。 <内容> ・鳥取県内の電話リレーサービス登録者の利用料金の支援(目標登録者数：100名) ・サービスの利用に関する研修会の開催(東・中・西部で各1回) ※「電話リレーサービス」について きこえる人ときこえない人を手話通訳者を介してつなぐ電話(利用者は手話か文字チャットを選択可能)であり、令和3年7月から日本財団電話リレーサービスが実施している。現在は「個人登録」と「法人登録」のみだが、新たに利用希望住民の利用料を自治体が支援する「地域登録」の導入が予定されている。	848																		
合計		6,848																		

3 事業目標・取組状況・改善点

(1) 透明ディスプレイ「レルクリア」設置推進事業

- ・目標設置個所数：20施設
- ・開発業者からレルクリアを借り受け、令和4年3月から県庁の総合窓口等に配置して実証実験を実施しており、普段筆談等でやりとりしている人にとって、レルクリアでの会話は時間の短縮になり良かった等の肯定的な声が寄せられ、効果が認められる。借り受け期間(9月末まで)終了後も継続して配置し、さらに、配置対象(貸出対象)施設も拡大してレルクリアの普及を促すことで、障がい者の意思疎通の環境改善を進める。

(2) 電話リレーサービス加入促進事業

- ・目標登録者数：100名
- ・昨年度末までの鳥取県の電話リレーサービスが無料で利用できたのに対し、同財団のサービスは有料であること等から利用が進んでいない。緊急時等に急いで連絡したい「きこえない人」もあり、導入予定の「地域登録」制度を活用し、さらに研修も実施することで、サービス加入及び利用促進を図る。

令和4年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課 (内線: 7678)

12目 障がい者自立支援事業費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)とっとりデジタル田園都市推進事業(「鳥取県立バリアフリー美術館」創立事業)	0	〔債務負担行為〕 6,600 36,521	〔債務負担行為〕 6,600 36,521	36,521				
トータルコスト	0	37,310	37,310	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	障がい者アートのデジタルアーカイブ構築及びバリアフリー美術館創立				

工程表の政策内容

事業内容の説明

【「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」充当事業】

【「デジタル田園都市国家構想推進交付金」充当事業】

1 事業の目的、概要

障がいがある方たちの優れたアート作品を高精度でデジタル化し、分類・整理して検索・閲覧しやすいデータベースとし整備したデジタルデータを使い、障がいのある人たちの優れたアート作品を誰でも・何時でも鑑賞できる環境をバリアフリー美術館として整備し、障がいなど様々な理由で展示会等に出向けない人たちに向けて文化芸術へのアクセシビリティの向上を図る。

2 主な事業内容

「鳥取県立バリアフリー美術館」創立事業

区分	事業内容	補正額
障がい者アートのデジタルアーカイブ構築	県内の障がいがある方たちの優れたアート作品を高精度でデジタルアーカイブとして管理、保管、公開する。 ・デジタルアーカイブ化推進WG報酬等 276千円 ・デジタルデータ作成委託料 6,600千円 ・アーカイブ公開サイト構築・運営委託料 1,100千円	7,976千円
バリアフリー美術館創立	バリアフリー美術館を創立し、デジタルアーカイブ化された作品の中から、鳥取県を代表する作品の常設展示やあいサポートアートとっとり展の入賞作品による企画展などを開催する。 ・バリアフリー美術館構築委託料等 24,200千円 ・広告宣伝費 4,345千円	28,545千円
合計		36,521千円

<債務負担行為の概要>

(1) 期間: 令和5年度から令和9年度まで

(2) 限度額: 6,600千円

(3) 内容: デジタルアーカイブ及びバリアフリー美術館に係る保守管理料

3 事業目標・取組状況・改善点

・障がいなど様々な理由で展示会等に出向けない人たちなど、誰でも、何処でも障がい者の芸術・文化作品を気軽に楽しむ環境を整備し、障がい者の芸術・文化活動の理解を深め更なる推進を図る。

目標値: バリアフリー美術館閲覧者数…10,000人/年

・平成27年度から鳥取県障がい者芸術・文化作品展「あいサポート・アートとっとり展」を開催、米子市美術館での本展に始まり、東部地区、中部地区の各地で巡回展示を実施している。(令和3年度は、実展示と並行してオンライン作品展を開催した。閲覧者数: 7,301人)

令和4年度一般会計当初予算説明資料

10款 教育費

5項 特別支援学校費  
2目 特別支援学校費

特別支援教育課(内線:7575)  
(単位:千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
手話で学ぶ教育環境整備事業	5,886	7,375	△1,489				5,886	
トータルコスト	17,883千円(前年度 19,376千円) [正職員:0.8人、会計年度任用職員:2人]							
主な業務内容	学校との調整 市町村教育委員会との調整							
工程表の政策内容	特別支援教育の充実							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

ろう者とろう者以外が互いに理解し合う共生社会を目指し、学校におけるろう及び手話への理解が深まるよう、教育面における手話に関する環境整備の充実を図る。

2 主な事業内容

(1) 鳥取聾学校における取組

(単位:千円)

区分	内容	予算額
聴覚障がい基礎研修会の開催	初任者、転入職員対象の研修会の開催	23
聴覚障がい教育に関する専門研修会の開催	聴覚障がい教育に関する専門性向上のための研修会の開催	262
手話講座の開催	聾学校教職員及び寄宿舎指導員対象の手話講座等の開催	144
手話講座等への参加経費助成	教職員の手話奉仕員養成講座等への参加経費の助成	120
教職員の手話技能検定助成制度	教職員の手話検定料(補助率10/10、1回分)及び通信教育受講料(補助率1/2、上限1万円)を補助	367
手話通訳者の派遣	校内委員会、PTA会議、職員会議等へ手話通訳者を派遣	1,102
合計		2,018

(2) 地域における取組

(単位:千円)

区分	内容	予算額
ICTを活用した手話パワーアップ事業	・手話ハンドブックをもとにした鳥取県版児童用手話検定(手話チャレ)の作成を行う ・手話学習を実施する小・中・高・特別支援学校と聾学校をオンラインでつなぎ、手話普及支援員による遠隔手話学習支援を実施 ・手話ハンドブック(冊子)のデジタル化	452
手話普及コーディネーター・手話普及支援員の配置	ろう及び手話に関する普及活動及び学習教材の利用促進の活動を行う手話普及コーディネーター及び手話普及支援員を配置し、学校へ派遣	3,121
鳥取聾学校教職員による出前講座の開催	幼稚園・保育所等、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、その他各種団体への出前講座を開催	165
教職員の手話技能検定助成制度	教職員の手話検定料(補助率10/10、1回分)及び通信教育受講料(補助率1/2、上限1万円)を補助	130
合計		3,868

※会計年度任用職員の人件費は教育人材開発課の職員人件費に計上。

3 事業目標・取組状況・改善点

<事業目標>

- ・研修実施等を通し、鳥取聾学校及びひまわり分校の教職員の手話技術を向上させ、学校における手話に関する環境整備の充実を図る。
- ・地域の学校における手話の取組を進める中で、ろうに対する理解の促進を図る。

<取組状況、改善点>

- ・鳥取聾学校及びひまわり分校の教職員の手話技術向上等に関する補助と、ろう者の教員が会議等に参加できるよう、手話通訳者派遣を行った。
- ・鳥取聾学校及びひまわり分校に手話普及コーディネーターを配置するとともに、県内に広く手話普及支援員を派遣し各学校での手話学習を支援した。
- ・手話ハンドブックをもとにした鳥取県版児童用手話検定「手話チャレ」について令和3年度はレベル1を配信する。令和4年度はレベル2以降を配信する予定である。
- ・県内の全ての小中学校の児童生徒にタブレット端末が整備されたことから、手話ハンドブック(冊子版)の配布に替え、タブレット上で手話ハンドブックの内容や動画を視聴できる専用サイトを作成し、より手話に親しむことができるようにする。

令和4年度一般会計当初予算説明資料

総合教育推進課 (内線: 7022)

8目 私立学校振興費

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
私立学校支援等事業	129,841	131,621	△1,780	929		<受託事業収入> 410	128,502	
トータルコスト	152,710千円 (前年度154,592千円) [正職員: 2.9人]							
主な業務内容	補助金交付事務、関係機関との連絡調整、許認可事務等							
工程表の政策内容	県内の私立学校等がそれぞれの特色を活かし、多様な教育の機会を提供する。							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
私立学校の行う取組に対して幅広く支援を行うことにより、人材育成の場としての私立学校の魅力向上に資する。								
2 主な事業内容 (単位: 千円)								
事業名	内 容							予算額
私立学校JET-ALT配置支援事業	私立中学・高等学校が行う、JETプログラムを活用したALT配置事業に係る経費に対して支援する。(補助率: 3/4)							14,592
鳥取県版スーパーサイエンスハイスクール事業	先進的な科学技術、理科・数学教育を通して、生徒の科学的能力及び技能並びに科学的思考力、判断力及び表現力を培い、将来国際的に活躍し得る科学技術人材等を育成する。							1,131
私立学校あいサポート教育推進事業	①私立学校手話教育推進事業 私立中学・高等学校での手話教育の取組に対して支援する。(補助率: 3/4) ②私立高等学校等特別支援教育サポート事業 特別な配慮が必要な生徒に対する学習環境整備等に要する経費の一部を助成する。(補助率: 1/2 (研修費用助成等)、1/3 (設備整備))							2,214
いじめ問題対策事業	①学校満足度などを把握する心理調査 (hyper-QU) を実施する私立中学・高等学校に対して支援する。(補助率: 1/2) ②心理調査の結果を活用して、いじめの未然防止につなげる学級経営や早期発見のための研修を実施する。							1,638
私学共済事業等助成事業	①私立学校協会補助金 私立学校協会が行う、私立学校の教職員を対象とする研修等の開催経費に対して助成を行う。(補助率: 1/2) ②私立学校経営相談事業補助金 私学経営の諸問題に対する研究分析、研修会開催等に要する経費の一部を助成する。(補助率: 1/2) ③私立学校退職金給付財源補助金 退職金給付の財源積立に対して助成を行う。(補助率: 36/1,000) ④日本私立学校振興・共済事業団補助金 長期給付事業に係る加入者及び学校設置者の掛金負担に対して助成を行う。(補助率: 8/1,000)							108,623
学校法人等連絡調整費	私立学校審議会の運営、優良卒業生知事表彰、私学教育功労者表彰に要する経費及び学校法人、私立学校の認可・調査に係る事務費							1,643
合 計							129,841	

3 事業目標・取組状況、改善点

私立学校において外国語教育や手話教育等の取組が継続して行われるよう支援する。

○私立学校JET-ALT配置支援事業

私立中学・高等学校の3校が本プログラムを活用して、外国語指導助手を配置している。

○鳥取県版スーパーサイエンスハイスクール事業

科学的思考力等の育成を目的とした先進的な取組を行う私立高等学校へ必要な経費を助成する。

○私立学校あいサポート教育推進事業

手話教育に取り組む私立中学・高等学校への助成や特別支援担当教員が、支援の必要な生徒への対応・関係機関との連絡・調整等業務に専念できるよう、その人件費と活動費を助成している。

## 令和4年度一般会計当初予算説明資料

5款 労働費

1項 労政費

1目 労政総務費

雇用政策課 (内線: 7229)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
障がい者就労・職場定着支援強化事業	71,482	77,474	△5,992	750			70,732	
トータルコスト	91,675千円 (前年度 100,565千円) [正職員: 2.2人、会計年度任用職員: 1人]							
主な業務内容	セミナー企画・運営、会議開催、委託事務、補助金事務							
工程表の政策内容	多様な人材の就職支援・活躍促進							

事業内容の説明

【「地方創生推進交付金」充当事業】

### 1 事業の目的、概要

障害者就業・生活支援センターに支援員等を配置するなどして、障がい者の就労促進を進めるとともに、ジョブコーチ支援の充実を図ること等により、障がい者の職場定着を図る。また、障がい者テレワークを推進し多様な働き方を促進する。

### 2. 主な事業内容

(単位: 千円)

区分	内容	予算額
障がい者一人ひとりに対する就労支援	(1) 障害者就業・生活支援センター体制整備 (37,699千円) 県内3カ所のセンターに、職場開拓支援員、定着支援員、業務補助員を各1名ずつ配置する。 (2) 県版ジョブコーチセンター設置 (15,540千円) 中部・西部に、県版ジョブコーチセンターを設置する。 (3) 訪問型ジョブコーチの設置促進 (9,380千円) 訪問型ジョブコーチを配置する事業所に、国助成金では不足する活動経費を助成する(ジョブコーチ1人あたり上限1,340千円) (4) 障がい者職場実習 (2,682千円) 職場実習の受入事業所に謝金、実習生に奨励金を支給する。 (5) 聴覚障がい者就労支援事業 (250千円) 意思疎通支援(障害者総合支援法)の対象外となる採用面接、職場実習等に手話通訳者を派遣する。 (6) 各種会議の開催 (626千円) 障がい者雇用推進会議、発達障がい者就労支援ネットワーク会議を開催する。 (7) 【臨時】就職準備セミナーテキストの更新 (1,000千円) 障がい者の就業能力を高めるためのテキストの改訂及び印刷製本を行う。	67,177
共生社会を実現するための企業への支援	(1) 企業向け研修 (502千円) 企業トップセミナー、企業内支援者研修、とっとり障がい者仕事サポーター養成講座等を開催する。 (2) 企業見学会、個別見学会等 (250千円) 障がい者採用を検討中の企業が障がい者雇用に先進的に取り組む企業を見学する等のマッチングを行う。 (3) 障がい者雇用優良事業所等の表彰 (53千円)	805
障がい者テレワークの推進	(1) (新) 障がい者テレワーク推進WGの設置 (1,000千円) テレワーク推進のための今後の方策を検討するとともに、セミナーを開催し普及啓発を図る。 (2) 障がい者のテレワーク導入支援補助金 (500千円) 県内企業等に対し障がい者のテレワークを行う際に必要な経費を支援する。(補助率1/2、上限500千円)	1,500
その他	標準事務費	2,000
合計		71,482

### 3 事業目標・取組状況・改善点

<事業目標>

障がい者の就労促進・職場定着を進め、障がい者が働き続けられる職場づくりを支援する。

<取組状況>

- ・ 中西部に県版ジョブコーチセンターを設置し、職場定着を図った(支援人数122人(R3.12末時点))
- ・ 訪問型ジョブコーチを配置する社会福祉法人等に対してその活動費の一部を助成し、障がい者の職場定着の体制を強化した。(訪問型ジョブコーチ5人、支援人数88人(R3.12末時点))
- ・ 障がい者を正しく理解するための研修を開催した(「とっとり障がい者仕事サポーター養成講座」(3回開催、107名参加))。

<改善点>

- ・ 令和3年3月に法定雇用率が2.3%に上げられたことから、障がい者雇用の更なる促進が必要である。
- ・ 障がい特性に応じた多様な働き方の推進のため、テレワーク等の働きやすい職場環境の整備を進めていく必要がある。

# 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律

(令和4年法律第50号)

## 目次

### 第一章 総則（第一条—第十条）

### 第二章 基本的施策（第十一条—第十六条）

### 附則

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、全ての障害者が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するためには、その必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができることが極めて重要であることに鑑み、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の基本となる事項を定めること等により、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

##### （定義）

第二条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）

第二条第一号に規定する障害者をいう。

##### （基本理念）

第三条 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る手段について、可能な限り、その障害の種類及び程度に応じた手段を選択することができるようにすること。

- 二 全ての障害者が、その日常生活又は社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しくその必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるようにすること。
- 三 障害者が取得する情報について、可能な限り、障害者でない者が取得する情報と同一の内容の情報を障害者でない者と同一の時点において取得することができるようにすること。
- 四 デジタル社会（デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）第二条に規定するデジタル社会をいう。）において、全ての障害者が、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術の活用を通じ、その必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるようにすること。

（国及び地方公共団体の責務等）

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、その地域の実情を踏まえ、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策が障害者でない者による情報の十分な取得及び利用並びに円滑な意思疎通にも資するものであることを認識しつつ、当該施策を策定し、及び実施するものとする。

（事業者の責務）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、障害者がその必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるようにするよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策に協力するよう努めなければならない。

（国民の責務）

第六条 国民は、障害者による情報の十分な取得及び利用並びに円滑な意思疎通の重要性に関する関心と理解を深めるよう努めるものとする。



(関係者相互の連携及び協力)

第七条 国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策が効率的かつ効果的に推進されるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(障害者等の意見の尊重)

第八条 国及び地方公共団体は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を講ずるに当たっては、障害者、障害児の保護者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

(障害者基本計画等との関係)

第九条 政府が障害者基本法第十一条第一項に規定する障害者基本計画を、都道府県が同条第二項に規定する都道府県障害者計画を、市町村が同条第三項に規定する市町村障害者計画を策定し又は変更する場合には、それぞれ、当該計画がこの法律の規定の趣旨を踏まえたものとなるようにするものとする。

2 政府は、障害者基本法第十三条の規定により国会に提出する報告書において、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の実施の状況が明らかになるようにするものとする。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第二章 基本的施策

(障害者による情報取得等に資する機器等)

第十一条 国及び地方公共団体は、障害者による情報の十分な取得及び利用並びに円滑な意思疎通に資する情報通信機器その他の機器及び情報通信技術を活用した役務（以下この条及び第十五条において「障害者による情報取得等に資する機器等」という。）の開発及び普及の促進を図るため、障害者による情報取得等に資する機器等に関し、開発及び

提供に対する助成その他の支援、規格の標準化、障害者又はその介助を行う者（次項及び第三項において「障害者等」という。）に対する情報提供及び入手の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、障害者等が障害者による情報取得等に資する機器等の利用方法を習得することができるようにするため、障害者による情報取得等に資する機器等の利用に関し、障害者の居宅における支援、講習会の実施、障害者等からの相談への対応その他の必要な取組を自ら行うとともに、当該取組を行う者を支援するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

3 国は、障害者による情報取得等に資する機器等の開発及び普及の促進並びに質の向上に資するよう、内閣府、デジタル庁、総務省、厚生労働省、経済産業省その他の関係行政機関の職員、障害者による情報取得等に資する機器等を開発し又は提供する者、障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

（防災及び防犯並びに緊急の通報）

第十二条 国及び地方公共団体は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な分野に係る施策）

第十三条 国及び地方公共団体は、医療、介護、保健、福祉、教育、労働、交通、電気通信、放送、文化芸術、スポーツ、レクリエーション、司法手続その他の障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な分野において、障害者がその必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるようにするため、障害者とその他の者の意思疎通の支援を行う者（第十五条において「意思疎通支援者」

という。)の確保、養成及び資質の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、医療、介護、保健若しくは福祉に係るサービスを提供する者、学校の設置者、事業主、交通施設（移動施設を含む。）を設置する事業者、電気通信若しくは放送の役務を提供する事業者又は文化芸術施設、スポーツ施設若しくはレクリエーション施設の管理若しくは運営を行う者が行う障害者による情報の十分な取得及び利用並びに円滑な意思疎通のための取組を支援するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（障害者からの相談及び障害者に提供する情報）

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者からの各種の相談に応ずるに当たっては、障害者が必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるよう配慮するものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、障害者に情報を提供するに当たっては、その障害の種類及び程度に応じてこれを行うよう配慮するものとする。

（国民の関心及び理解の増進）

第十五条 国及び地方公共団体は、障害者による情報の十分な取得及び利用並びに円滑な意思疎通の重要性に関する国民の関心と理解を深めるよう、障害者による情報取得等に資する機器等の有用性、障害者による円滑な意思疎通において意思疎通支援者が果たす役割等に関する広報活動及び啓発活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

（調査研究の推進等）

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に関する調査及び研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

## 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律案  
に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 障害者による情報の十分な取得及び利用並びに円滑な意思疎通への配慮に努めて開発した情報通信機器その他の機器及び情報通信技術を活用した役務を優先的に調達する制度について、検討を行うこと。
- 二 情報コミュニケーション・アクセシビリティの推進のため、障害者基本計画の達成状況を踏まえ、法の見直しなど必要な措置を講ずること。
- 三 情報コミュニケーション・アクセシビリティに関する相談窓口の設置を検討すること。
- 四 行政機関に提出する書類のバリアフリー化、災害時の情報保障、選挙における情報アクセシビリティの改善、資格試験など各種試験のバリアフリー化など、情報コミュニケーション・アクセシビリティのさらなる促進について財政的な措置を含め必要な検討を行うこと。
- 五 本法同様に四十七全都道府県と千七百四十一全市区町村の議会から制定を求める意見書が国に提出されていることを踏まえ、手話言語法の立法を含め、手話に関する施策の一層の充実の検討を進めること。

# 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(平成二十五年法律第六十五号)

## 目次

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（第六条）

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置  
（第七条—第十三条）

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置（第十四条—第二十条）

第五章 雑則（第二十一条—第二十四条）

第六章 罰則（第二十五条・第二十六条）

## 附則

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

#### （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の

障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。

四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。

イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうちこの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

ハ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（この政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

ヘ 会計検査院

五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

## 第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

### 第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。



- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

- 2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）の定めるところによる。

#### 第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を

解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第五章 雑則

(主務大臣)

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

### 附 則

#### (施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

#### (基本方針に関する経過措置)

第二条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみなす。

#### (国等職員対応要領に関する経過措置)

第三条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

#### (地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第四条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日

において第十条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第五条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

(障害者基本法の一部改正)

第八条 障害者基本法の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項に次の一号を加える。

四 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(内閣府設置法の一部改正)

第九条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第四十四号の次に次の一号を加える。

四十四の二 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号)第六条第一項に規定するものをいう。)の作成及び推進に関すること。

## 鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則（第1条―第8条）

#### 第2章 障がい者に対する理解の促進及び県民運動の推進（第9条―第12条）

#### 第3章 障がいを理由とする差別の解消（第13条・第14条）

#### 第4章 障がい者情報アクセシビリティの保障及びコミュニケーション手段の充実（第15条―第18条）

#### 第5章 災害時における障がい者の支援（第19条―第23条）

#### 第6章 障がい者の自立及び社会参加の推進（第24条―第31条）

#### 附則

「この子らを世の光に」は、本県出身で、滋賀県において知的障がい児施設である近江学園を創設したことをはじめとして、日本の障がい福祉の礎をつくりあげ、障がい福祉の父と呼ばれた糸賀 雄の語った言葉である。

この言葉は、知的障がいのある子どもたちを同情や哀れみの目で見るのではなく、一人一人がかけがえのない存在であり、それぞれが個性を持った人間であることを認め合える社会をつくらうという思想を表したものと捉えられる。

本県では、このような糸賀 雄の思いを受け止め、人々が互いを尊重し合う社会づくりを進める中で、様々な障がいの特性を理解し、その特性に応じた必要な配慮をするとともに、障がい者が困っているときに手助けを行うこと等により障がい者に温かく接するあいサポート運動の創設、障がい福祉サービス等の充実、鳥取県手話言語条例（平成25年鳥取県条例第54号）の制定により言語であることを改めて確認した手話言語の普及等様々な取組を積み重ねてきた。

全ての県民がこれまでの取組を更に進展させるとともに、新たな課題の解決に向けて取り組むことで、障がい者が、その人格と個性を尊重され、障がいの特性に応じた必要な配慮や支援を受けながら、地域社会の中で自分らしく安心して生活することができる社会の実現を目指して、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、障がい者が暮らしやすい社会づくりのための取組に関する基本的な考え方を明らかにし、県及び市町村の責務並びに県民及び事業者の役割を定めるとともに、これらの者が相互に連携し、及び協力して、障がい者に対する理解を促進させ、その支援に取り組むために必要な事項を定めることにより、障がい者が地域社会の中で自分らしく安心して生活することができる社会の実現に資することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害をいう。
- (2) 障がい者 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者をいう。
- (3) 障がい者情報アクセシビリティ 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段その他情報を取得する手段により、障がい者が円滑に情報を取得し、及び利用できることをいう。
- (4) コミュニケーション手段 点字、手話言語、音声、文字、触手話、指点字、障がい者の意思疎通の仲介、情報通信機器を使用した文字の表示その他の障がい者が他人との意思疎通を円滑に図ることができるようにするための手段をいう。

##### （基本的な考え方）

第3条 障がい者が暮らしやすい社会づくりに向けた取組は、次に掲げる事項を基本としなければならない。

- (1) 全ての県民が障がい及び障がい者に対する理解を深めること。
- (2) 障がいを理由とする差別の解消を図ること。
- (3) 障がい者本人が望む適切なコミュニケーション手段その他情報を取得する手段を選択することができるよう支援を充実させることにより障がい者情報アクセシビリティを保障すること。
- (4) 災害時であっても障がい者が安全かつ安心な生活を営むことができるようにすること。

(5) 地域社会において、障がい者が自分らしく安心して生活することができるようにすること。

(県の責務)

第4条 県は、前条の基本的な考え方（以下「基本方針」という。）にのっとり、障害者基本法第11条第2項に規定する都道府県障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第89条第1項に規定する都道府県障害福祉計画において、障がい者が暮らしやすい社会づくりを推進する施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 県は、市町村の障がい者が暮らしやすい社会づくりを推進する取組について、必要に応じて関係機関と連携して支援するものとする。

(市町村の責務)

第5条 市町村は、基本方針にのっとり、第4章、第5章及び第6章に定めるもののほか、障がい者が暮らしやすい社会づくりを推進する施策に取り組むよう努めるものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、基本方針にのっとり、障がい及び障がい者に対する理解を深めるとともに、県及び市町村が実施する障がい者が暮らしやすい社会づくりを推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本方針にのっとり、障がい者が利用しやすいサービスを提供し、障がい者が働きやすい環境を整備するとともに、県及び市町村が実施する障がい者が暮らしやすい社会づくりを推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第8条 県は、障がい者が暮らしやすい社会づくりに関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

## 第2章 障がい者に対する理解の促進及び県民運動の推進

(あいサポート運動の推進)

第9条 県は、県民が、障がいの特性についての理解を深めるとともに、障がい者が配慮又は支援を必要としている場面において、各々が可能な範囲で障がいの特性に応じた必要な配慮又は支援を行うことにより、障がいの有無にかかわらず、全ての人相互に人格及び個性を尊重し支え合いながら暮らすことのできる社会を目指す運動（以下「あいサポート運動」という。）を県民全体で取り組む運動として推進するものとする。

2 この条例に定めるもののほか、あいサポート運動の推進に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(あいサポーター)

第10条 県は、あいサポート運動を実践しようとする者からの申出に基づき、あいサポート運動に参加していることを示す記章（以下「あいサポートバッジ」という。）を交付する。

2 あいサポーター（あいサポートバッジの交付を受けた者をいう。）は、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

(1) 障がいの特性及びそれに応じて必要とされる配慮並びに障がい者への支援に必要な事項についての理解をより一層深めること。

(2) 支援を必要とする障がい者に対し、自ら率先して支援を行うこと。

(3) あいサポートバッジを着用し、障がい者が支援を求めやすいよう配慮すること。

(4) あいサポート運動の普及及び啓発を行うこと。

(あいサポート企業等)

第11条 県は、あいサポート運動を実践しようとする企業又は団体からの申請に基づき、当該企業又は団体をあいサポート運動を実践する企業又は団体として適当と認めるときは、これを証する書面を交付する。

2 あいサポート企業等（前項の書面の交付を受けた企業又は団体をいう。）は、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

(1) 従業員があいサポート運動を理解するための研修に取り組むとともに、当該研修の修了者にあいサポー



トバッジを配布し、その着用を推奨すること。

(2) 事務所、店舗、自動車その他の見やすい箇所にあいサポート運動への参加を啓発するステッカー又は印刷物を掲示すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、あいサポート運動の普及を促進する取組を実施すること。

(記章等を着用する障がい者への対応)

第12条 県民及び事業者は、配慮又は支援を必要としている意思を表す記章等を着用する障がい者に対し、当該障がい者の求めに応じて必要な配慮又は支援を行うよう努めるものとする。

2 県は、前項の取組を県民全体で取り組む運動として推進するものとする。

### 第3章 障がいを理由とする差別の解消

(障がい者差別解消相談支援センターの設置)

第13条 県は、障がいを理由とする差別の解消を図るため、障がいを理由とする差別につき相談に応じるとともに、相談をした者（以下「相談者」という。）への支援を行うための窓口（以下「障がい者差別解消相談支援センター」という。）を設置する。

2 県は、障がい者差別解消相談支援センターにおいて障がいを理由とする差別に関する相談を受けたときは、その当事者の相互理解と自主的な取組による解決を促進するため、次に掲げる支援を行うものとする。

(1) 専門的知見を活用した相談者への助言

(2) 国、県、市町村等が設置する障がいを理由とする差別に関する相談に応じ、助言、苦情処理等を専門的に行う機関その他の関係機関の紹介

(3) その他相談者及び関係機関に対する必要な支援

3 県は、前項の支援を円滑に行うため、関係機関との緊密な連携の確保に努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、障がい者差別解消相談支援センターの運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(差別の解消に向けた啓発活動等)

第14条 県は、障がいを理由とする差別の解消について県民の関心と理解を深めるため、必要な啓発活動を行うとともに、事業者が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第8条第2項に規定する社会的障壁の除去への取組を促進するものとする。

### 第4章 障がい者情報アクセシビリティの保障及びコミュニケーション手段の充実

(県の取組)

第15条 県は、障がい者との意思疎通に当たっては、その実施に伴う負担が過重でない限り、次に掲げるとおり行うものとする。

(1) 視覚に障がいがある者（第3号に掲げる者を除く。以下「視覚障がい者」という。）に対しては、音声、点字、手書き文字（相手の手のひらに指先等で文字を書いて意思疎通を行うことをいう。以下同じ。）、拡大文字（視覚障がい者に見えるように拡大して表示した文字をいう。以下同じ。）、文字情報を音声に変換する装置その他の適切なコミュニケーション手段を用いること。

(2) 聴覚に障がいがある者（次号に掲げる者を除く。以下「聴覚障がい者」という。）に対しては、文字、手話言語、筆談、身振り、要約筆記その他の適切なコミュニケーション手段を用いること。

(3) 視覚及び聴覚に障がいがある者（以下「盲ろう者」という。）に対しては、音声、点字、文字、手話言語、指文字（手の指の形を用いて文字を表現することをいう。）、触手話、筆談、手書き文字、指点字その他の適切なコミュニケーション手段を用いること。

(4) 言語機能又は音声機能に障がいがある者に対しては、発声内容を聞き取りにくい場合は繰り返し聞き、筆談その他の適切なコミュニケーション手段を用いること。

(5) 知的障がいがある者（以下「知的障がい者」という。）に対しては、落ち着かせて不安を取り除き、障がいの程度に応じて、平易な表現を用いた短い文章でゆっくりと伝えること、漢字にふりがなを付すこと、身振りその他の適切なコミュニケーション手段を用いること。

(6) 精神障がい者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定す

る精神障害者をいう。以下同じ。) に対しては、落ち着かせて不安を取り除き、障がいの程度に応じて、平易な表現でゆっくりと伝えることその他の適切なコミュニケーション手段を用いること。

(7) 発達障がい者(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第2項に規定する発達障害者をいう。以下同じ。) に対しては、落ち着かせて不安を取り除き、障がいの程度に応じて、具体的な表現を用いた短い文章で順を追って伝えること、絵又は写真の提示その他の適切なコミュニケーション手段を用いること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、障がい者と意思疎通を図るときは、障がいの特性に応じた適切なコミュニケーション手段を用いること。

2 県は、県政等に関する主要な情報の発信に当たっては、障がい者情報アクセシビリティが保障されたものとする。

3 県は、障がい者の意思疎通の円滑化を図るため、その実施に伴う負担が過重でない限り、次に掲げる取組を行うものとする。

(1) 視覚障がい者がコミュニケーション手段を円滑に用いるための訓練、音声機能に障がいがある者に対する発声訓練その他の障がい者が適切に意思疎通を行うために必要な訓練の実施

(2) 手話通訳者、要約筆記を行う者、盲ろう者向けに通訳又は介助を行う者その他の障がい者の意思疎通を支援する者の養成及び派遣並びに情報通信機器の整備その他のコミュニケーション手段の確保及び充実

(3) 障がい者情報アクセシビリティの保障に資する拠点の設置及び運営

(4) 障がい者福祉団体又は事業者が行う障がい者情報アクセシビリティを保障するための取組に対する支援

(市町村の取組)

第16条 市町村は、基本方針にのっとり、前条の規定に準じて障がい者情報アクセシビリティの保障及びコミュニケーション手段の充実に努めるものとする。

(県民の取組)

第17条 県民は、障がい者との意思疎通に当たっては、次に掲げるとおり行うよう努めるものとする。

(1) 視覚障がい者に対しては、音声、点字、手書き文字その他の適切なコミュニケーション手段を用いること。

(2) 聴覚障がい者に対しては、手話言語、筆談、身振りその他の適切なコミュニケーション手段を用いること。

(3) 盲ろう者に対しては、音声、点字、文字、手話言語、触手話、筆談、手書き文字、指字その他の適切なコミュニケーション手段を用いること。

(4) 言語機能又は音声機能に障がいがある者に対しては、発声内容を聞き取りにくい場合は繰り返し聞き、筆談その他の適切なコミュニケーション手段を用いること。

(5) 知的障がい者に対しては、落ち着かせて不安を取り除き、障がいの程度に応じて、平易な表現を用いた短い文章でゆっくりと伝えること、漢字にふりがなを付すこと、身振りその他の適切なコミュニケーション手段を用いること。

(6) 精神障がい者に対しては、落ち着かせて不安を取り除き、障がいの程度に応じて、平易な表現でゆっくりと伝えることその他の適切なコミュニケーション手段を用いること。

(7) 発達障がい者に対しては、落ち着かせて不安を取り除き、障がいの程度に応じて、具体的な表現を用いた短い文章で順を追って伝えること、絵又は写真の提示その他の適切なコミュニケーション手段を用いること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、障がい者と意思疎通を図るときは、障がいの特性に応じた適切なコミュニケーション手段を用いること。

(事業者の取組)

第18条 事業者は、従業員が障がい者と意思疎通を図るときは、前条の規定に準じて、障がいの特性に応じた適切なコミュニケーション手段を用いさせるよう努めるものとする。

## 第5章 災害時における障がい者の支援

### (防災対策に係る支援)

第19条 県は、市町村が行う障がい者に係る防災対策が障がいの特性に応じたものとなるよう、必要な助言その他の支援を行うものとする。

### (災害に備えた支え愛の地域づくり)

第20条 県及び市町村は、自助（自己の生命、身体及び財産を自ら守ることをいう。）に加え、地域住民が災害時における避難に当たり支援を要する障がい者に対して、声掛け、避難所への同行その他の共助（住民が互いに助け合ってその生命、身体及び財産を守ることをいう。）を行うことができる関係を地域社会において築く取組（以下「支え愛の地域づくり」という。）を推進するよう努めるものとする。

2 県及び市町村は、災害時における避難に当たり支援を要する障がい者に対し適切に支援が行われるよう、地域住民が主体となって取り組む支え愛マップ（平常時の見守り及び災害時の避難支援を目的として、支援を必要とする者及びその支援者の情報並びに避難所及び避難経路を盛り込んだ地図をいう。）の作成への支援に努めるものとする。

3 県及び市町村は、支え愛の地域づくりを推進するため、障がい者を交えた地域住民同士の交流を促進する活動の支援に努めるものとする。

### (災害発生時の対応)

第21条 市町村は、災害が発生した場合において、障がい者に避難を始める判断の参考となる情報、避難所に関する情報その他の災害から身を守るために必要な情報（以下「災害関連情報」という。）を伝えるときは、次に掲げるとおり行うよう努めるものとする。

(1) 視覚障がい者に対しては、音声、点字その他の伝達可能なコミュニケーション手段を用いること。

(2) 聴覚障がい者に対しては、文字、手話言語、筆談その他の伝達可能なコミュニケーション手段を用いること。

(3) 盲ろう者に対しては、音声、点字、文字、手話言語、触手話、筆談、手書き文字、指點字その他の伝達可能なコミュニケーション手段を用いること。

(4) 知的障がい者に対しては、落ち着かせて不安を取り除き、障がいの程度に応じて、平易な表現でゆっくりと伝えること、漢字にふりがなを付すことその他の伝達可能なコミュニケーション手段を用いること。

(5) 精神障がい者に対しては、落ち着かせて不安を取り除き、障がいの程度に応じて、平易な表現でゆっくりと伝えることその他の伝達可能なコミュニケーション手段を用いること。

(6) 発達障がい者に対しては、落ち着かせて不安を取り除き、障がいの程度に応じて、具体的な表現を用いた短い文章で順を追って伝えることその他の伝達可能なコミュニケーション手段を用いること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、障がい者に災害関連情報を伝えるときは、障がいの特性に応じた適切なコミュニケーション手段を用いること。

2 前項に定めるもののほか、市町村は、災害が発生した場合における障がい者の安全の確保に当たっては、次に掲げるとおり行うよう努めるものとする。

(1) 自力での避難が困難な障がい者が、安全に避難できるようにすること。

(2) 言語機能又は音声機能に障がいがある者が自ら助けを求められない障がい者に対し、速やかに安否の確認を行い、安全に避難できるようにすること。

(3) 障がい者の安否の確認を行うときは、障がい者に対する支援を行う団体（以下「障がい者支援団体」という。）その他の関係者と必要に応じて連携し、速やかに行うこと。

(4) 人工透析その他の医療を要する状態にある障がい者が、人工透析の実施その他の必要な支援を受けられるよう、必要に応じて医療機関その他の関係者と連携すること。

(5) 障がい者が自ら災害関連情報を取得することが可能となるよう障がい者情報アクセシビリティを保障すること。

### (避難所での生活)

第22条 市町村は、避難所における障がい者への対応に当たっては、個々の避難所において利用できる設備等の

状況に応じて、次に掲げるとおり行うよう努めるものとする。

- (1) 視覚障がい者に対しては、点字、拡大文字、音声その他の伝達可能なコミュニケーション手段を用いて情報を提供するとともに、避難所内での移動に不自由が生じないよう配慮すること。
  - (2) 聴覚障がい者に対しては、手話言語、筆談、掲示板への掲示その他の伝達可能なコミュニケーション手段を用いて情報を提供すること。
  - (3) 盲ろう者に対しては、音声、点字、文字、手話言語、触手話、筆談、手書き文字、指点字その他の伝達可能なコミュニケーション手段を用いて情報を提供するとともに、避難所内での移動に不自由が生じないよう配慮すること。
  - (4) 知的障がい者に対しては、必要に応じて静かな場所に誘導し、落ち着かせて不安を取り除くとともに、障がいの程度に応じて、平易な表現を用いること、漢字にふりがなを付すこと、身振りその他の伝達可能なコミュニケーション手段を用いて情報を提供すること。
  - (5) 精神障がい者に対しては、必要に応じて静かな場所に誘導し、落ち着かせて不安を取り除くとともに、障がいの程度に応じて、平易な表現でゆっくりと伝えることその他の伝達可能なコミュニケーション手段を用いて情報を提供すること。
  - (6) 発達障がい者に対しては、必要に応じて静かな場所に誘導し、落ち着かせて不安を取り除くとともに、障がいの程度に応じて、具体的な表現を用いた短い文章で順を追って伝えること、絵又は写真の提示その他の伝達可能なコミュニケーション手段を用いて情報を提供すること。
  - (7) 人工透析が必要な障がい者に対しては、障がいに応じた適切な食事を提供できるよう配慮すること。
- 2 市町村は、避難所において障がい者が安全かつ円滑に施設内を移動し、及び施設を利用することができるよう、必要に応じて関係機関と連携を図り、施設の充実に努めるものとする。
  - 3 第1項に定めるもののほか、市町村は、障がい者が自ら避難所において必要な情報を取得することが可能となるよう障がい者情報アクセシビリティの保障に努めるものとする。
  - 4 前3項に定めるもののほか、市町村は、避難所において障がい者が安全かつ安心な生活を営むことができるよう、障がい者支援団体、避難所の運営を支援する社会福祉法人その他の関係者と連携し、障がいの特性に応じた必要な配慮に努めるものとする。

(被災後の支援)

第23条 市町村は、被災した障がい者の生活の安定を図るため、障がい者支援団体その他の関係者と連携して、障がい者の心のケア、生活に係る相談その他の必要な支援に努めるものとする。

#### 第6章 障がい者の自立及び社会参加の推進

(福祉サービスの充実等)

第24条 県及び市町村は、障がい者福祉に係る施策の拡充その他障がい者に対する福祉サービスの充実に努めるものとする。

- 2 県及び市町村は、障がい者がその希望に応じて地域での生活を営むことができるよう、相談支援の充実その他必要な支援に努めるものとする。
- 3 障がい者に対する福祉サービスの提供又は相談支援を行う事業者は、市町村と連携し、障がい者と地域住民との交流の促進その他事業者同士の連携等によるサービスの充実に資する取組に努めるものとする。
- 4 県及び市町村は、自ら意思決定をすることが困難な障がい者に対し、関係機関と連携して、成年後見制度の利用の促進に努めるものとする。

(障がい者虐待防止の促進)

第25条 県は、市町村その他の関係機関と連携して、障がい者に対する虐待を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）

第2条第4項に規定する障害者支援施設及び障害福祉サービス事業等に係る業務に従事する者に対する啓発及び研修を行うものとする。

- 2 前項に規定する障害者支援施設及び障害福祉サービス事業等に係る事業者は、障害者虐待防止法第15条の規定による研修の実施に加え、障がい者の虐待の防止に関する従業員への啓発に努めなければならない。

(医療を要する障がい者への支援)

第26条 県は、医療を要する障がい者が、地域で安全かつ安心な生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、相談員その他の医療を要する障がい者を支援する者の確保、支援制度の拡充その他障がい者の年齢に応じた切れ目のない支援を行うものとする。

2 前項の支援の実施に当たっては、医療、福祉、保健、教育その他の関係分野に従事する者は、一層の連携に努めるものとする。

(教育環境の整備)

第27条 県及び市町村は、障がい者が年齢、能力及び障がいの特性に応じた十分な教育を受けられるよう、点字図書、拡大図書、字幕又は手話言語を用いた映像その他の教材の提供、適切なコミュニケーション手段の確保その他の支援に努めるものとする。

2 県及び市町村は、障がい者及びその家族その他の関係者が、当該障がい者に係る障がいの特性に応じた適切なコミュニケーション手段その他障がいに関する知識について適切な時期に学ぶ機会を設けることその他のそれらを習得するための環境の整備に努めるものとする。

3 県は、教育に従事する者が、障がい者と適切に意思疎通を図ることができるよう、当該従事者に対して研修を実施するものとする。

4 教育に従事する者は、障がい者への教育に当たっては、障がい者と適切に意思疎通を図ることができるよう努めるものとする。

(福祉教育の機会の確保)

第28条 県及び市町村は、県民が年少期から障がい及び障がい者について学ぶ機会を設けるよう努めるものとする。

2 県民は、年少期からの教育を通じて、障がい及び障がい者について学び、理解を深めるよう努めるものとする。

(障がい者の就労の促進等)

第29条 県及び市町村は、障がい者の就労を促進するため、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

(1) 企業、行政機関その他の関係機関と連携し、及び協力して、障がい者の希望及び適性に応じた雇用契約に基づく就労を一層促進すること。

(2) 就労移行支援事業所(障害者総合支援法第5条第13項に規定する就労移行支援の事業を実施する事業者をいう。)及び就労継続支援事業所(障害者総合支援法第5条第14項に規定する就労継続支援の事業を実施する事業者をいう。以下同じ。)における賃金及び工賃の水準の向上その他障がい者の就労の促進に必要な環境の整備を図ること。

2 事業者は、前項第1号の規定による県及び市町村の施策に協力し、障がい者の就労の促進を図るよう努めるものとする。

3 就労継続支援事業所は、第1項第2号の規定による県及び市町村の施策に協力するとともに、賃金及び工賃の水準を高めるよう努めるものとする。

(障がい者文化芸術の推進)

第30条 県は、障がい者が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する活動に主体的に取り組み、その能力を十分に発揮できる環境を整備するとともに、その活動の成果を発表する機会を確保するものとする。

2 県及び市町村は、障がい者の行う文化芸術活動を促進するため、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

(1) 県民の幅広い理解及び支援が得られるよう、障がい者の文化芸術活動の普及及び啓発を行うこと。

(2) 障がい者が文化芸術活動において能力を発揮しやすいよう、障がい者の文化芸術活動の知識及び経験を有する者であってこれを支援するものの確保及び育成を図ること。

(3) 障がい者の文化芸術活動を担う個人及び団体の取組を促進し、その育成を図るため、情報提供その他の必要な支援を行うとともに、当該個人及び団体並びに文化芸術に関する関係者と緊密な連携を図ること。

3 県民は、障がい者の文化芸術活動について理解し、必要に応じてこれに協力するよう努めるものとする。

(障がい者スポーツの推進)

第31条 県は、障がい者が生涯にわたり自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、年少期から高齢期を通じ、障がいの特性及び程度に応じたスポーツを行う機会の確保その他の必要な環境の整備を行うものとする。

2 県及び市町村は、障がい者の行うスポーツ（以下「障がい者スポーツ」という。）を促進するため、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

（1） 県民の幅広い理解及び支援が得られるよう、障がい者スポーツの普及及び啓発を行うこと。

（2） 本県の障がい者スポーツの選手が国際的な又は全国的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、障がい者スポーツに関する競技水準の向上を図ること。

（3） 障がい者が安全かつ安心してスポーツを行うことができるよう、障がい者スポーツの知識及び経験を有する指導者の確保及び育成を図ること。

（4） 障がい者スポーツの振興団体が行う活動に対して必要な支援を行うとともに、当該団体その他のスポーツ関係団体との緊密な連携を図ること。

3 県民は、障がい者スポーツについて理解し、必要に応じてこれに協力するよう努めるものとする。

#### 附 則

この条例は、平成29年9月1日から施行する。

## 鳥取県版児童用手話検定「手話チャレ」について

令和4年11月8日  
特別支援教育課

鳥取県教育委員会では、「鳥取県版児童用手話検定『手話チャレ』(以下、「手話チャレ」という。)」を作成し、令和4年6月に運用を開始しました。

### 1 鳥取県版児童用手話検定「手話チャレ」の目的

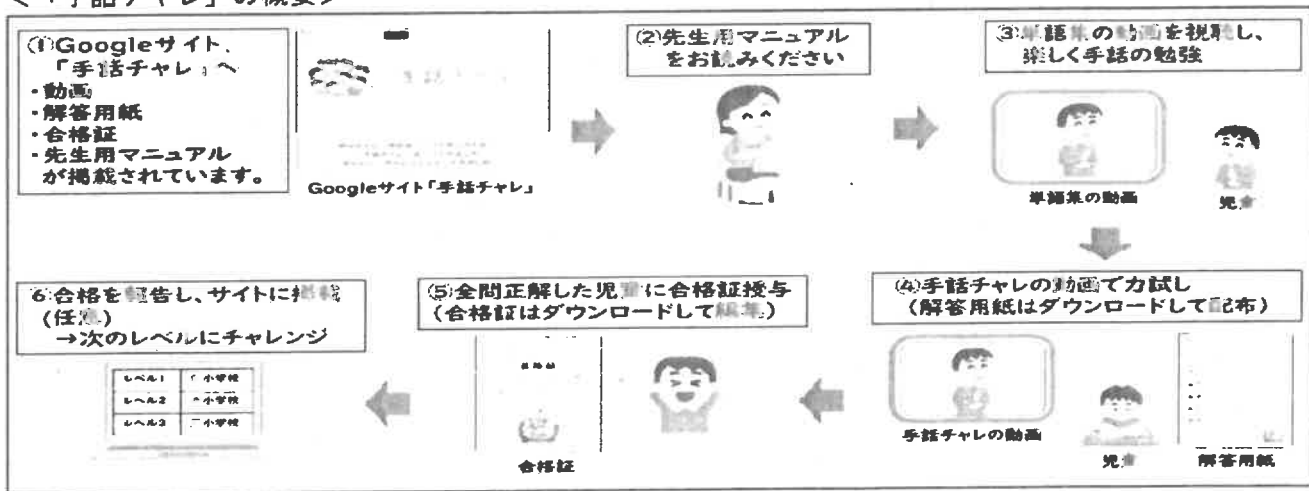
鳥取県教育委員会では手話教材「手話ハンドブック」を毎年度小学1年生に配布し、多くの学校で活用されている。また、半数以上の小学校が、手話普及支援員を派遣した手話学習を実施している。GIGA スクール構想による1人1台端末等の整備やコロナ禍に対応した学びが求められている中で、1人1台端末を活用し、いつでもどこでも児童が気軽に取り組める「手話チャレ」を作成することによって、地域における手話普及の一層の促進を図る。

### 2 「手話チャレ」の特徴

対象	小学校全学年
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>レベル1～10を設定し、スモールステップで取り組む。 ※令和3年度は、手話チャレの目的、活用方法等導入に係る検討とレベル1の作成に取り組んだ。レベル2～5は令和4年度作成予定。</li> <li>レベルごとに、単語集動画と検定動画を作成。単語集で手話を学んでから検定動画でチャレンジするという流れ。</li> <li>動物や食べ物の手話などの他、聞こえない人に関する問題(補聴器の特徴、災害を知らせる方法等)も含む。</li> </ul>
運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>「手話チャレ」サイト (<a href="https://sites.google.com/g.torikyo.ed.jp/syuwa">https://sites.google.com/g.torikyo.ed.jp/syuwa</a>) を開設。</li> <li>「手話チャレ」サイトには、動画の他に教師用マニュアルや解答用紙、合格証を掲載し、学校がいつでも実施できる。</li> </ul>



### <「手話チャレ」の概要>



### 鳥取県版児童用手話検定「手話チャレ」合格者(令和4年9月28日現在)

学校	学年・組	人数	レベル	合格日	感想
鳥取市立東郷小学校	3・4年生	9人	1	6月8日	みんなが楽しく学習しました。
鳥取市立久松小学校	手話クラブ	4人	1	7月14日	みんながレベル1をクリアしました。レベル2も楽しみにしています。
米子市立就将小学校	4年生	1人	1	9月13日	クラスの友だちが私の合格を知って拍手をして喜んでくれました。クラスの友だちも挑戦したいと言っていたので応援したいです。
米子市立就将小学校	4年松組	11人	1	9月16日	合格した友だちに教えてもらって合格できたので嬉しかったです。次に受ける友だちに教えてあげたいです。

